

平成29年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年9月5日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 9 番 佐藤一則議員
 - 1. 子どもの貧困について
 - 2. 所有者不明土地について
 - 1 番 山形紀弘議員
 - 1. 公衆無線LANについて
 - 2. ひきこもり対策について
 - 3. （仮称）まちなか交流センターについて
 - 3 番 田村正宏議員
 - 1. 公立小中学校教職員の働き方改革について
 - 8 番 星 宏子議員
 - 1. AEDのさらなる設置と普及について
 - 2. 女性視点の防災対策の取り組みについて
 - 3. 地域の見守りにについて

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	伴内照和
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	塩水香代子	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部長	藤田恵子	子育て支援課長	高久幸代
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久留生利美
建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	中山雅彦	水道課長	黄木伸一
教育部長	稲見一志	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	佐藤章
農業委員会事務局長	小出浩美	西那須野支所長	白井一之

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌章

課長補佐兼
議事調査係長 福田 博昭

議事調査係 室井 良文

議事課長 増田 健造

議事調査係 鎌田 栄治

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君島一郎議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（君島一郎議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） ここで、子ども未来部長から発言があります。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 昨日の公明クラブ吉成伸一議員の会派代表質問の答弁の中で、発言の誤りがありましたので訂正させていただきます。

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の回数を平成27年度41回、平成28年度71回と申し上げましたが、正しくは、平成27年度71回、平成28年度41回でございます。

なお、今年度は8月末日までの実績で、既に32回となっており、相談件数全体を見ると年を追って増加傾向にございます。

以上、訂正よろしく願います。申しわけありませんでした。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（君島一郎議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 佐 藤 一 則 議 員

○議長（君島一郎議員） 初めに、9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 皆様おはようございます。議席番号9番、那須塩原クラブ、佐藤一則です。ただいまから市政一般質問を行います。

1、子どもの貧困について。

「子どもの貧困」と耳にすると、遠い国の話題とを感じる人が多いかもしれません。しかし、子どもの貧困問題は、経済大国日本においても確実に存在し、拡大しつつあります。

厚生労働省国民生活基礎調査によると、2012年は16.3%と6人に1人の子どもが貧困状態にある計算になります。子どもの貧困率とは、相対的貧困状態にある17歳以下の子どもの割合を指し、相対的貧困とは、貧困ラインに満たない暮らしを強いられている状態であり、親1人、子2人のような3人世帯の貧困ラインは約207万円となっています。親1人子2人が月収17万円で生活するというのは簡単なことではなく、最低限の衣食住は満たされるかもしれませんが、教育や将来の投資を行うことは難しく、その結果、将来の選択肢が狭められ、貧困の連鎖に陥る可能性を高めています。

子どもの貧困は子ども自身が貧困なのではなく、家庭の貧困によるもので、ひとり親家庭の貧困率を見ると、日本は50.8%となっており、OECDでワースト1位です。一方で、日本のひとり親の就業率は母子家庭で81%、父子家庭で91%となっており、アメリカ74%、イギリス56%等と比較し

ても高水準にあります。

就業率が高いにもかかわらず貧困率が高い背景として、ひとり親、特に母子家庭の収入が一般家庭に比べて低いことが挙げられます。男女間の賃金格差、職場復帰を促す社会インフラの不足等、社会構造的な問題が母子家庭世帯をめぐる経済状況を厳しくしています。日本では、離婚等で母子家庭になった場合、高い水準で貧困状態に陥りやすいのが現実です。

子どもの貧困問題で最も重要なのは、貧困が世代を超えて連鎖していくことです。ある機関が世帯収入と子どもの学力の相関関係を分析した結果、世帯収入は子どもの学力と非常に高い相関関係にあることがわかりました。世帯収入によってもたらされる学力の差は学歴の差としてあらわれます。生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の進学率を全世帯平均と比較すると、高等学校等進学率は、どのカテゴリーも90%以上であり大きな差は見られないが、大学等進学率では、全世帯が73.3%であるのに対し、ひとり親家庭は41.6%、生活保護家庭に至っては32.9%と半分以下となっています。学歴の差は収入の差となってあらわれます。

2015年度賃金構造基本統計調査によると、男の場合、大学・大学院卒のピーク時の賃金月額が約54万円であるのに対し、高卒では約35万円と1.5倍以上の開きがあり、生涯年収で考えると、大学・大学院卒と高卒では大きな差が生まれます。これらのデータから生まれた家庭の経済格差が教育格差をもたらし、将来の所得格差につながっていることが推測されます。

ある自治体では、生活保護を受けている世帯主の4分の1が生家でも生活保護受給歴があり、母子家庭では、この割合が約4割にもなり、一たび貧困層になると世代が交代しても抜け出すことが難しいことから、次の点についてお伺いします。

(1)子どもの貧困率の現状と推移についてお伺いします。

(2)子どもの学力が保障される指導体制についてお伺いします。

(3)福祉関係機関と教育委員会の連携についてお伺いします。

(4)放課後や休日の学習支援についてお伺いします。

(5)就学援助の内容についてお伺いします。

(6)奨学金事業の内容についてお伺いします。

(7)ひとり親家庭の自立支援の施策についてお伺いします。

(8)貧困家庭に対する保育の確保についてお伺いします。

(9)ひとり親等の交流促進事業についてお伺いします。

(10)ひとり親家庭の住宅支援についてお伺いします。

(11)ひとり親家庭の就労支援についてお伺いします。

(12)ひとり親家庭の親の学び直し支援についてお伺いします。

(13)児童扶養手当の制度についてお伺いします。

(14)福祉資金の貸しつけ制度についてお伺いします。

(15)養育費の確保に関する支援についてお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） それでは、1の子どもの貧困について、順次お答えいたします。

初めに、(1)の子どもの貧困率の現状と推移についてお答えいたします。

本市では、現在のところ子どもの貧困に関して

確かな数字は持っていませんが、経済的な理由によってお子さんを小中学校へ就学させることが困難な家庭に対し、費用の一部を市が援助する就学援助制度の認定人数が毎年増加していることから見ても、貧困の状態にある子どもは増加していると考えております。

なお、本市では平成27年3月に策定した那須塩原市子ども・子育て未来プランの中で、子どもの貧困対策の推進を基本方針の一つに掲げて各種事業を行っております。

次に、(2)の子どもの学力が保障される指導体制についてお答えいたします。

子どもの基礎的学力の保障については、一人一人へのきめ細かな指導をすることが大切であり、そのために国・県からの加配教員の配置及び市採用教員の配置等によるティーム・ティーチングなど、いわゆる少人数による指導や個別指導、小学校における専科指導による一部教科担任制といった指導方法の工夫、改善に取り組んでおります。

また、全校に配備した電子黒板を用いたデジタル教科書の使用やタブレットなどのICT機器を活用するなど、各学校の状況に応じ対応を行っております。

次に、(3)の福祉関係機関と教育委員会の連携についてお答えいたします。

本市が設置している要保護児童対策地域協議会において実務者会議を毎月開催し、要保護児童等の確認、支援方針の検討などを行っております。実務者会議には子ども・子育て総合センターや学校教育課、健康増進課など関係機関の担当者が出席し、連携して対応を行っております。

次に、(4)の放課後や休日の学習支援についてお答えいたします。

本市では、生活困窮者自立支援事業の取り組みの中で学習支援事業を行っております。生活保護、

準要保護世帯の中学生を対象とし、市内10カ所の公民館で平日週2回、午後7時から9時までの2時間、自主学習に取り組み、わからない問題等について学習支援員から教えるを受けることになっております。

また、要支援児童放課後応援事業として、家庭での養育が困難な状況にある児童生徒を対象に、放課後、市内2カ所で大人との触れ合いや交流等を図りながら、居場所の提供や学習支援など一人一人に合った支援を行っております。

次に、(5)の就学援助の内容についてお答えいたします。

就学援助費については、交付する費目として学用品費、通学用品費、新入学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費の7つがあり、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し交付しております。

なお、交付対象となるための認定要件や交付額等の詳細については、那須塩原市就学援助費認定交付要綱に基づき運用しております。

次に、(6)の奨学金事業の内容についてお答えいたします。

現在、本市が行っている奨学金事業には給付型と対応型の制度があり、金額は、給付型は1人1回20万円、対応型は、高校が月額1万8,000円、大学等が月額3万円または5万円の選択制となっております。対応型の返還期間については各学校における就業年限の4倍とし、無利子により返還していただいております。

次に、(7)のひとり親家庭の自立支援施策についてと(11)のひとり親家庭の就労支援、(12)のひとり親家庭の親の学び直し支援については、関連がありますので一括してお答えいたします。

子ども・子育て総合センターでは3名の母子・父子自立支援員が、その人に合った自立支援プロ

グラムの作成、ハローワークや法律相談などの専門相談窓口の紹介などを行っております。特にひとり親の自立には就労して安定した収入を得ることが重要であるため、資格を取得するための支援として自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業認定試験合格支援事業等の事業を行っております。

次に、(8)の貧困家庭に対する保育の確保についてお答えいたします。

保育園等の入園については、那須塩原市保育の実施等に関する規則の中で入園選考基準を定めております。その中で、生活保護世帯であり就労することが必要である場合やひとり親世帯である場合には、保育の必要性が高いものとして優先的に入園できるよう配慮を行っております。

次に、(9)のひとり親等の交流促進事業についてお答えいたします。

ひとり親家庭の会員が福祉の増進を目的に組織しております那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会において、フラワーアレンジメントを通じた親子の研修やクリスマスケーキづくりを通じた交流会等が催され、親と子の触れ合いと心身のリフレッシュを図り、会員相互の情報交換や仲間づくりを推進しております。

本市でもパンフレットの配布等により会員の加入促進に協力しております。

次に、(10)のひとり親家庭の住宅支援についてと(14)の福祉資金の貸しつけ制度については関連がありますので、一括してお答えいたします。

ひとり親家庭の親や子を対象とした貸付金制度には、就学資金を初めとして県が実施しています12種類の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度があり、市の母子・父子自立支援員が申請の受付等を行っております。また、貸付金の一つである住宅資金や転宅資金の貸しつけを通じて住宅支援を行

っております。さらに、ひとり親世帯には県営住宅や市営住宅の入居者選考における優遇制度が設けられております。

次に、(13)の児童扶養手当の制度についてお答えいたします。

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当であり、受給資格者の所得や養育する児童数によって手当の支給額が決まります。平成29年3月末時点の受給資格者数は1,253人であります。

最後に、(15)の養育費の確保に関する支援についてお答えいたします。

養育費とは、子どもが経済的、社会的に自立するまで親権の有無にかかわらず親として負担すべき子どものための費用であります。市としても養育費の取り決めは重要と考えており、離婚の相談があった際に、養育費について情報提供を行うことや専門機関の養育費相談支援センターへの案内等を行っております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それでは、順次再質問をいたします。

まず初めに、(1)の子どもの貧困率の現状と推移についてでございますが、確かな数字はつかんでいないということでございますが、貧困にある状態の子どもは増加をしているということで、その増加の要因はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 貧困の増加にはいろいろな要因があると思っておりますけれども、1つには非正規雇用者が増加し、それに伴いまして収入

の格差等が拡大したのではないかと推測はしております。また、佐藤議員の最初のご質問にもありましたように、一たび貧困世帯になると、世代が交代しても抜け出すことが難しいという、貧困の連鎖というものが大きな問題となっていると考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） その対策といたしまして、現在何か対策があるかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 市としてどのような対策をとるかというご質問かと思えますけれども、1回目の答弁でお答えさせていただきましたように、本市には那須塩原市子ども・子育て未来プランというものがございまして、その中で各種事業を行っております。その子育て未来プランを推進するということが、その課題の解決につながっていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） その要因の一つとして就労の問題とかあるということでしたが、これにつきましては、就労のほうは別な設問にありますので、そちらのほうで再質問いたします。

続きまして、子ども・子育て未来プランの中で、子どもの貧困対策の推進の中で各種事業を行っているということですが、その事業内容についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 子ども・子育て未来プランの中にあります各種事業ということでございますが、例えば教育の支援としましては、学

校教育における学力の保障や就学援助、それから生活の支援としましては、先ほども申し上げたようにひとり親家庭の自立支援や貧困家庭に対する保育の確保、それから保護者に関する就労の支援として、各種ひとり親家庭等に対します就労支援等々、それから経済支援としましては児童扶養手当の給付、それから養育費の確保に関してPRをする、相談に乗るといったところ、プランの中では14の事業を抱えておりますので、それらの事業になります。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうすると、最初の答弁で順次答えていただきましたような事業ということよろしいですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 最初の答弁で申し上げた各種事業がその具体的な内容になってございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それにつきましては、次の項目で再質問させていただきます。

続きまして、(2)の子どもの学力が保障される指導体制ということで、国・県からの加配教員があるということですが、それはどのような形で決定されるのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 教職員関係のご質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきますと思います。

子どもの学力保障関係で加配がどのように決められるのかというご質問でございますけれども、

国・県からの加配につきましては、当然のことながら一人一人のきめ細かな指導体制を構築するという、そういう状況をどうつくるかということにかかってくるわけでありまして、大体的場合には、一つのクラスの人数の多い学校あるいは学級数の多い学校、こういったところがきめ細かな指導をするための条件がなかなか整っていかないという状況があります。

そういったところを踏まえまして、各学校からその加配が必要とされる状況についてのもの、それから加配の教員をどのように活用して学力向上するかといった計画、そういった書類を作成して提出をしていただいて、市教委のほうから県の教育委員会のほうにその書類を提出して、ある一定の数の教員の配置をお願いするというような形で決まっていくわけでありまして。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうすると、こちらから要望したことについて県のほうから配置されるということで、そのときに要望したものについて、ほぼ100%ということではないかもしれませんが、その配置されるのは、ほぼこちらの要求どおりに配置されているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 当然のことながら、人の配置には当然予算が絡む話でありますので、ある程度大枠として、どの程度の数というものも示されますので、それに沿った形で配置をしていくということになります。

なお、年度途中で状況が変わってきた場合には、その都度こちらとしても要望は継続して出させていただいて、可能な場合には、年度途中でも配置をしていただけないというケースもあるということ

でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） その辺につきましては、理解したところであります。

続きまして、小学校における専科指導による一部教科担任制ということがあるということですが、それらにつきましては具体的にどのような体制なのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 今のお尋ねですけれども、基本的に小学校の場合には学級担任制度ということでありまして、クラスを担当した先生があらゆる教科というか、全ての教科を受け持つというのが基本でありますけれども、特に小学校の高学年においては、だんだん発達段階に応じて、より教科としての専門性が高くなっていく、子どもたちの知的好奇心が高まってまいりますので、それに応えるための、より専門性の高い学習というのが当然要求されてくるわけでありまして、小学校の先生方の中にも、当然のことながら中学校あるいは高校の教科の免許状、免許を持った先生もいらっしゃいますので、そういったその専門性をより生かして、子どもたちの興味、関心に応えられる、そういった授業を実現するためにある教科を決めて、その教科を得意とする先生が幾つものクラスを、特定の教科を担当するというものが教科担任制と、イメージとすれば中学校と同じような形であります。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それらの制度によりまして改善された点、またはどのような形で工夫されたのか、具体的な例があればお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 具体的なお話でございませうけれども、議員ご承知のとおり、本市におきましては小中一貫教育というようなことで、9年間を見通した教育を推進するというでございませうので、特に小学校における一部教科担任制というものは、いわゆる中学校へのつながりという意味では大変効果があるというふうに考えております。

ただ、どの学校でもできるかという、なかなか教員の数に限りがあったり、それから専門性を有する教員がうまく配置されているかどうかというものも当然のことながら条件の中には入ってまいります。そういったことを加味しながら、できるだけ私どもとしまして、小学校高学年における教科担任制ができるような、そんな配置を心がけているところであります。

具体的には、多くやられているものは、例えば小学校の場合、理科あるいは音楽、体育、それから高学年だけの教科になりますけれども家庭科、こういったものについては、特に多くの学校で専門性を持った先生方が指導に当たっているというようなことができております。

先ほどお話し申し上げましたように、その効果でありますけれども、より専門性の高い授業ができるようになってくる、そして先生方も授業の準備というものもより効率的にできますので、おのずと質の高い授業ができてきて、子どもたちの学習もより深まってくると、そんなところが見受けられるところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうすると教科専門性のあるものについては、より深くできるということで、今後もスムーズに子どもたちが教育を受けられるような形で、今後どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、(3)につきまして各機関が連携を強化して取り組んでいるということでございますが、連携強化によってどのような効果が得られたのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 連携強化の具体的な例ということですので、教育委員会のほうにも具体的な事例はありますけれども、私どものほうから、子ども未来部の視点からの具体的な事例ということで、まずお答えさせていただきますと、例えば学校に現在もスクールソーシャルワーカーが配置されているかと思うんですが、そういう方々が介入して経済的に困窮している家庭についての保護者の方と面談するとなったときに、結果として必要に応じて福祉の関係機関に連携することで、つないでいくという道筋が今現在できております。支援策につなげることができるということは、その家庭にかかわる職員、担当者がそれぞれ支援の方向性について共通認識を図ることができるというところ、こちらが大きな改善点ではないかと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうした場合、早期の段階で生活支援や福祉制度にこれがつながっていったかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） それによりまして、早期の支援につながっていったということで認識はしております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 続きまして、(4)に移りま

す。生活困窮者自立支援事業の利用者の推移についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） では、私のほうからお答えさせていただきます。

こちら平成27年10月から始まった事業でございます。各年とも、今年度も含めまして大体60人程度の子どもたちが利用してございます。ですから横ばい状態の利用状況ということになっております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 増減がないということで、そちらは理解したところですか。増減があるとすれば何かの要因があるという形だと思ったんですけども、現在のところまだ始まったばかりで、ないということで、それは理解したところでございます。

続きまして、要支援児童放課後応援事業のほうの利用者についてもよろしくお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 要支援児童放課後応援事業の利用者の推移というご質問かと思いますが、こちらは平成26年度から県のモデル事業として1カ所で行った事業でございます。平成26年度が、該当する子どもの数が4名で延べ件数としては239件、平成27年度が該当者10人で714件、平成28年度が該当者21人で1,004件という利用者の推移でございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 件数については、28年度は減っていますが、件数としては当初293

件から1,004件ということで増加しておりますが、この増加した要因についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 該当者数の延べの件数もふえている、その要因というご質問かと思えますけれども、やはりスタートのときには暗中模索というところもございました。事業を行っていく中で随時検証を行い、改善を図ってきたところでございます。基本的な生活習慣を身につけさせるというのが主な目的の事業でございます。そこから、次には自立の道を模索させる、子ども自身が自立できるように支援するということに重点を置いた事業を行った結果、受け入れできる件数がふえたというところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうすると、最初は事業が始まったばかりということで、それらの対象とする人が把握し切れなかったというか、浮き出てこなかったということで現在のよう形があったんですけども、件数は少ないということで、そのように理解してよろしいですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 対象者のいわゆる選考といいますか、そちらからなかなか把握し切れていないところを、先ほど申し上げましたように、教育委員会との連携等々で該当者の選定も的確にできるようになってきたというところが増加の要因の一つではないかと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうすると、これはやはり連携をとった結果、必要な人の掘り起こしと言

つたらちょっと言葉は悪いかもしれませんが、その辺につながっていったということで、これも連携した結果の効果のあらわれということで捉えております。

続きまして、(5)の就学援助費の交付件数及び交付額の推移についてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 就学援助費につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

就学援助費の交付件数でございます。この場合、小学校、中学校合わせた合計ということで述べさせていただきます。

認定件数といたしまして、平成26年度が792名、平成27年度が896名、平成28年度が981名というふうになっておりまして、年々増加をしている状況でございます。

交付額につきましては、同じく小中学校の合計ということでございますが、26年度が約6,000万円、27年度が約7,100万円、平成28年度が約7,500万円となっております。認定件数の増加に伴いまして、こちらの交付額も増加をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 年々増加しているということですが、これは新たに発見されたということではなくて、社会情勢上でそのような必要な方がふえているということで、これはよろしいんですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 交付の申請につきましては、学校長を通じてこちらに上がってまいります。その審査をした中で認定されないケースもござい

ます。そういうことで認定要件を満たしているということで、結果的に年々増加をしているという数値があらわれてきているところです。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 続きまして、貸与型の奨学金を高校に引き続き大学等で利用した場合の返還期間についてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 今の御質問は、奨学金を高校生で借りて、その後大学に行っても借りたときということよろしいですか。

高校生の場合は、就学年限が3年ですからその4倍、大学も同じように返還金は4倍で返すというふうになっておりまして、ですから高校を卒業して就職した場合には、まず12年で返すということですが、その後大学に進むといった場合で、大学に行くときにも奨学金を借りるといった場合には、申し出をしていただきまして、大学卒業後に返還をするということで、ただこの場合大学を卒業してから高校生で借りた分の返還金と大学で借りた返還金の分を合わせたものを返していくということでございますので、最初の高校3年生の分は12年間、その後大学ですと16年間、ですから12年間はダブった形で高校と大学と借りた分を一緒に返すと、金額で申しますと高校生の場合は返還金、月額4,500円、大学の場合は2種類ございまして、3万円と5万円を借りている選択がありますので、その場合ですと、3万円を借りた場合ですと月額7,500円ということですから、高校で借りた4,500円と大学で借りた7,500円の合計1万2,000円、それを返していくということの計算というふうになります。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） わかりました。金額的には大きな問題ではないとは思いますが、高校を卒業して、すぐ就労すれば確かに返還のものが3倍ですから9年間ということで、それは理解したところなんですけれども、そうすると、今の答弁のようにダブって返すということになると、それらについて高校で借りて、引き続き大学で奨学金の貸与型に移行する、その辺で借りづらくなっているというような点について、どのようにお考えですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 奨学金でございますので、家庭の事情によって奨学金を利用するということがございますので、高校に引き続いて大学に行くということで、そちらについても貸与はできるといふふうになっておりますので、個々によつての事情ということで、うちのほうとすれば、申請をしていただいて認定されればお貸しするということになっておりますので、内容的にはなかなか、貸せないということではなくて、なるべく貸与していきたいというふうに思っておりますので、今まで余り難しかったケースというのはそんなになのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そのこととは関係はないんですけれども、貸与型の奨学金で返還が滞った事例等がありますか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 28年度末で十六、七件の若干滞納的なものはございます。それは大学卒業してから就職して、就職したんですが、おやめに

なつたとか、いろいろその後定職につくことができないとかいろいろございますので、分納的に、さっき言った4,500円ではなくて、あと7,500円ではなくて、もうちょっと額を減らして毎月返していただくというような形をとらせていただいております、全部が滞っているという方はいらっしゃいません。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） わかりました。貸与型から給付型の拡大ということで、そちらについてはどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 貸与型のほかに給付型もございます。給付型20万円ということで、国内と国外というものがございます。現在、毎年5名程度の方に給付しているような状況でございます、財源が一般財源として出しておりますので、合併以前ですと育英会とかそういう基金的なものがあつたんですが、今はそういうものがございませんので、今後その財源が必要になってまいります。そういうものをどういふふうに確保していくかというのがひとつ課題かなというふうに思っております、これを維持していくためにも、今言ったように財源の確保がちょっと今後の課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうですね、財源は確かにあると思いますけれども、ふるさと納税とかいろいろ活用する手はあると思うんですけれども、その辺につきましては将来を担う子どもたちの将来がかかっておりますので、そちらのほうも検討していただくようよろしくお願い申し上げます。

貸与型についてなんですけれども、例えば定住促進のために貸与型のものを借りて、返還するんでしょけれども、例えば地元就職して、ここに定住を何年間したら貸与型から給付型に返還するとか、そういう制度というものは現在考えているかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 貸与して、その後こちらに戻って就職をして、何年かたった場合にそれを免除するとか、そういうような意味合いかと思いますが、現段階では、貸したものについては返していただくということで、何と申しますか、定住促進とかそういうふうなことの中でということではまだ議論等はしておりませんので、いろいろなケースがあるかと思っておりますので、今後、他市町村の例を見ながら調査研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 確かにいろいろなケースがあって、難しい部分はあるかと思っておりますけれども、その辺もよく検討なされまして、将来、那須塩原市のために戻ってくるということを鑑みますと、そのような制度もいいんじゃないかと思って、今提案したところがございますので、どうぞこれからも検討なされていくよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、(7)のひとり親家庭の自立支援の施策についてでございますが、資格取得支援事業というものがございましてという回答がありましたので、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 先ほど3つの事業

について申し上げます。例えばひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金事業というものにつきましては、就職に結びつく資格や技能を身につけるために、厚生労働省が指定する教育訓練給付講座というものがございまして、その受講に係る経費の60%を支給するという制度でございます。具体的な講座の内容につきましては、例えば医療事務とか社会福祉士とか介護福祉士、保育士などになります。

それから、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業というものがございまして、こちらは資格の取得をするために1年以上の養成訓練を受講する場合の生活負担を軽減するという目的で、3年を上限に訓練促進費を支給するものでございます。対象となる資格につきましては、看護師、准看護師、保育士、介護福祉士等々11の種類がございまして、資格の取得に結びつくと、すぐ就労に結びつけられる資格の取得に使える、いわゆる生活費、資格を取得するためには学校に通ったり等々しなくてはならないものですから、その生活費の部分に活用できるという給付金の事業でございます。

それから、3つ目のひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業につきましては、今年度から始めた事業でございまして、高等学校を卒業していないひとり親とその子どもが高卒認定試験の合格を目指すために講座を受講した場合に、その受講料の一部を支給するというものでございまして、ひとり親の家庭の方からいろいろなご相談を受けたときに、それぞれ支援のメニューを考える中で、その方に合った支援策の一つとして、こういった事業があるというようなご紹介はしているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） これらの事業につきまして、利用者の推移についてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 先ほど一番最初に申し上げました自立支援教育訓練給付金事業でございますが、28年度に4名、例えば介護福祉士とか宅地建物取引士などの講座を受講、それから平成29年度には、現在3名の方々が継続しております。

それから、高等職業訓練促進給付金等事業につきましては、平成27年度が5名、28年度が11名、本年度が8名でございます。資格としましては、やはり看護師、それから准看護師の取得をする方が多くいらっしゃいます。

それから、高等学校卒業認定試験合格支援事業につきましては、本年度から始まった事業でございますが、まだ実績はございません。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） これらにつきまして資格を取得した後、そのことによって就労につながっていったかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 皆さん就労に結びついているということで、先ほど申し上げましたように看護師、准看護師、それから理学療法士、そういった形でそれぞれ医療関係に就業をされているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 早速効果があらわれているということで、本当にうれしく思っております。そうした場合、市内の事業者でございますけれ

ども、市としては資格取得した人とその事業者の間を取り持つとか、そういう形でのかわりというのは、市としてあるかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 具体的に市内の一つ一つの事業者の方々と結びつくということよりも、県にあります母子家庭等の就業自立支援センターやハローワークと連携するということで、それぞれの方々の就労の支援をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） せっかくの制度ですから、全ての人が就労につながるような対策で、今後ともどうぞよろしくお伺いいたします。

続きまして、(8)の貧困家庭に対する保育の確保についてでございますが、優先的に入園できるほかに、そのほかの対策はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 優先的に入園できるほかに何らかの対策、対応があるかというところでございますけれども、具体的には経済的負担の軽減と申しますか、保護者の方々の経済的負担の軽減を図るために、いわゆる保育料につきましては、低所得者とか、ひとり親家庭の方、多子世帯の方々に関しましては保育料の減免制度というものがございますので、それらによりまして対応ができていくかと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） よくわかりました。優遇措置で例えば入園できたとしても保育料が払えな

いということであっては何もならないので、それは連携してそういう形ということで、非常にいい制度かと思えますので、どうぞ今後とも引き続きお願いをいたします。

続きまして、(9)のひとり親等の交流促進事業についてですけれども、貧困家庭の社会的孤立を防ぐために重要な事業だと思うんですが、利用者の推移についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 先ほど申し上げました那須塩原市母子寡婦福祉連合会という団体は、本市が事務局にはなってございませんけれども、自立支援が、例えば行事等に一緒に参加したりもしております。相談があった場合には、団体の紹介等も行っているところでございます。

こちらの団体はあくまでもひとり親家庭や寡婦家庭と同じ境遇の方々の交流、親睦を深め、相互支援が行われる団体でございますので、どんな事業を行っているかというところは、ちょっとその連合会のほうにお聞きしたデータということになりますけれども、例えばフラワーアレンジメント教室につきましては、平成25年には25名、28年度には19名が参加、それから母子部の交流会、食事会というものがあるそうなんですけれども、こちらは平成27年度が49名の参加、28年度が45名の参加、それから例えばクリスマスケーキづくりと先ほど申し上げたんですけれども、そういった行事には平成27年度が37名の参加、28年度が28名の参加ということで活動をしているということでは伺っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） やはりどうしても一般の家庭に比べますと、貧困の家庭ということは社会

的に孤立しやすいということでございますので、やはりそうした場合、孤立しますとますます抜け出せないということになりますので、こちらにつきましても、できるだけそういう形で進めていただければ大変ありがたいと思えますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、(10)のひとり親家庭の住宅支援についてでございますが、住宅資金や転宅資金の貸しつけの内容についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 貸しつけの内容ということですので、例えば住宅資金につきましては、住宅の建設、購入、補修、保全、増改築のために充てられる資金ということでありまして、限度額として150万円、災害時には特別貸しつけが200万円ということで、連帯保証人がいる場合には無利子でございます。連帯保証人がいない場合には、年1.0%で貸しつけがなされているということでございます。

それから転宅資金、転居のために充てられる資金でございます。こちらが限度額としては26万円、先ほどの住宅資金と同じような、例えば保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合には年1.0%の利率で貸しつけがされる制度でございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 転宅資金でございますが、これは市以外に転宅する場合もこういう制度が利用できるのか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） こちらは県の制度

でございますので、市外への転居も可能となっております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） わかりました。県の制度ということで、できるだけ転出しないでいただきたいと思うんですけども、県の制度ということで、それはもうどうしようもないということで。

続きまして、県営住宅や市営住宅の入居者選考の優遇制度ということでございますが、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 市営住宅を所管しております建設部からお答えをいたします。

那須塩原市の市営住宅条例におきまして、ひとり親、これは20歳以上の寡婦または寡夫ということで女性のひとり親、男性のひとり親、20歳未満の方のお子さんを持っていらっしゃる方につきましては、優先的に先行して入居者として決定することができるというふうに条例でうたっております。そのとおりの取り扱いをいたしております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 住宅支援に関してですけども、空き家もかなりあると思うんですけども、その辺の連携といいますか、そちらの絡みというのは現在どのようになっているか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 空き家対策といたしまして、建設部で取り組んでおりますのは、特定空き家になるようなものがこれ以上ふえないようにということで、さまざまなインセンティブを持って

空き家を次の持ち主に受け渡していただくということが主な目標でございますので、ひとり親家庭についてどうこうというようなインセンティブは設けてございませんが、ただ空き家の中で、子どもさんがいらっしゃる方が空き家を買った場合に補助というものはございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それらにつきましては理解したところでございます。

続きまして、(13)児童扶養手当の具体的内容についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 児童扶養手当の具体的内容ということでございますが、父母の離婚や死亡などで父または母と生計を別にしていない児童を監護している父母または父母にかわって児童を養育している方に支給される手当でございます。手当の支給額は、受給資格者の所得や子どもの数によって決まりますので、例えば子どもが1人の場合には、手当が月額4万2,290円から所得制限がございますので9,980円の範囲の中で決定しまして、2人目の子どもさんがいれば加算がつく、3人目がいれば加算がつくという制度で、手当は年3回支給されるものでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それらの受給者の推移についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 受給者の推移ということでございますけれども、資格の取得と喪失が毎月以降に発生してきますので、月によって受

給者というのは変動していくものでございまして、平均という形で申し上げますと、平成27年度、平成28年度におきましては、平均して1,200名程度ということで横ばいという状況でございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 最後の(15)に移ります。離婚の相談ということで、こちらについて相談件数の推移についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 相談件数ということでございますが、お1人の方が何度か相談におみえになるというのが実態でございまして、例えば平成26年度は件数とすれば11件ですけれども、相談件数が107回、27年度につきましては10件で40回、28年度につきましては22件で169回ということで、相談件数というのは、やはりふえる傾向にございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 相談件数がふえているということを正確には把握できないと思うんですけれども、それだけそういう離婚の件数がふえているということで、関係関係があるということで考えてるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 関係関係はあるかと思えます。件数の伸びというよりも、離婚に際して支援を必要としている方々が支援の道を模索する中で、例えば市の子ども・子育て総合センターにいらっしゃるといのが現状かなと捉えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 人数に比べて回数が増加しているということは、問題がより複雑化しているということだと思うんですけれども、それらにつきましても相談に応じて、その問題がよりよく解決できるような形で、今後ともどうぞよろしくお祈りを申し上げます。

家庭の経済状況にかかわらず学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことは、一人一人の豊かな人生の実現には不可欠なことです。そのため学校教育による学力の保障、福祉との連携、経済的支援を通じて総合的な施策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図ることが重要だと子ども・子育て未来プランの基本施策に掲げられています。この施策がより充実し、貧困の連鎖が解消され、全ての子どもの未来が輝かしいことを願いまして、この項の質問を終了いたします。

続きまして、2、所有者不明土地について。

人口減少社会において国土管理上の課題も質的に転換をしており、空き家・空き地・耕作放棄地など利活用を放棄された不動産が急増しています。中でも所有者不明土地は日本の人と国土の関係性の時代的变化を象徴する問題で、日本の近代化以来の財産権のあり方ともかかわる本質的な課題を

提示しています。

日本の各地で災害復旧、道路整備、山林管理、農地の集約、地籍調査、土地区画整理といった公共のための事業を進める際に所有者不明土地はコスト増要因、所要時間の延長要因となるだけでなく民間においても土地の有効利用や放棄・放置不動産の管理を進める上で大きな障害となっています。

相続未登記が連鎖することで、問題は時を経るに従ってネズミ算的に拡大し、人口減少社会の日本の将来にとってじわじわとマイナスの影響を与えかねない問題であります。しかも、この問題は現時点では私たちにとってなかなか身近に感じるものがなく、気がついたときには既に対応が困難になってしまうという厄介な性格を有していると考えることから、次の点についてお伺いします。

(1)所有者不明土地の現状と推移についてお伺いします。

(2)経済的損失についてお伺いします。

(3)課題についてお伺いします。

(4)所有者不明事態になった要因についてお伺いします。

(5)今後どんな問題が考えられるかお伺いします。

(6)現行制度でどこまで対応できるかお伺いします。

(7)対策についてお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 佐藤一則議員の所有者不明土地についてのご質問にお答えをしております。

(1)から(7)までは関連がございますので、一括してお答えをいたします。

本市における所有者不明土地の状況につきましては、業務を進める中におきまして、必要に応じて個別に所有者の調査を行った際に初めて判明す

るのが実情でございます。本市に存在をしております所有者不明土地の総数やそれに伴う経済的損失の内容や規模、その土地が所有者不明となった要因など、具体的な状況や全体像につきましては把握をしていないのが実情でございます。

なお、所有者不明土地の問題につきましては、新聞などでも全国的な広がりを見せているとして報じられているとおり、その主な要因として、日本が直面しております人口減少や少子高齢化といった問題から生じているものと考えられます。

こうした事態を受けまして、国としても問題の解決に向け動き始めておりますので、那須塩原市といたしましても、今後も引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 一括答弁をいただきましたので、一括して再質問をいたします。

まず初めに、国土交通省が2016年度に全国約560市区町村で実施しました地籍調査で、土地の登記名義人に郵送した調査通知が届かなかったケースを所有者不明と定義していますが、そのとき本市では実施しなかったということによろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 地籍調査事業というくくりではないのかなというふうにはちょっと今思っておりますが、国が実施している調査であれば、本市のみその調査票が発送されないというようなことはないというふうには考えております。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） これは全国で約560ということでございますので、国のほうが多分ランダムに調査をかけて、本市はそのときに該当して

いなかったということだと思わなければならない、
そういう考えでよろしいのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 現段階で、本市がその時点で該当していたかしていないかについては、申しわけございませんが不明でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それでは、その点につきましては調査をかけていないと思いますので、現状として、所有者不明土地が原因で事業に支障を来した事例があるのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 事業に支障を来した事例というのは、地籍調査事業ということでよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） もとに戻りまして、道路整備事業、地籍調査事業、固定資産税等、課税等があるかと思いますが、そのようなときに、どのような支障があったのかということでございます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） ありがとうございます。それでは、私のほうから地籍調査事業についてお答えをさせていただきます。

地籍調査事業を進めるに当たりまして、やはり立ち会いというものが必要になってまいります。その際に所有者不明、その他立ち会い等がいただけないというような事例が出た場合には、私どもとしましては戸籍であったり付票であったり、それから固定資産税台帳等から随時、追跡の調査を行わなければならないという状況になります。そ

れをやっても立ち会いがいただけない、そこまでたどり着かないというような事例もございます。最終的に解決ができないものについては、筆界未定というような措置になってしまうことがあります。

追跡調査を行っても土地所有者の所在が明らかでないというような場合には、大きな事業全体として支障が出るということから、国では平成22年に地籍調査作業規程準則というものが一部改正されまして、これも限定的ではありますが、そういう明らかでない場合であっても、筆界を明らかにする客観的資料が存在する場合は、法務局と協議の上、進めることができるというような条項が加えられたという経過がございます。

○議長（君島一郎議員） 総務部長。

○総務部長（伴内照和） 先ほど質問の中で固定資産の関係もありましたので、実際に私どもとしては所有者に対して納付書というものを送付するわけでございますが、実際にはそれが戻ってきてしまうということになった場合、やはりその追跡調査をするということになります。そういった部分で時間的なロスが出たり、ある意味、人1人の労働時間に制約が出るというようなことは現実起きております。

○議長（君島一郎議員） 建設部長。

○建設部長（稲見一美） 道路関係ということで事例があるのだから、おまえのところでは総務部長に言われておりますので、お答えをさせていただきます。

道路などの築造時には必要な土地を買収するということが必要になってまいります。もちろん寄附していただけるのが一番なんですけれども。ただ、確かに議員のご指摘のとおり、建設部におきましては都市計画課で1件、道路課で2件ほど引かかる物件がございまして、今年度初めてある

制度を使いまして何とかしようということで取り組んでおります。

ちょっと簡単にご説明したいと思うんですが、民法の239条というところでは、無主物、あるいはのいない土地等に対しては所有者のいない土地、代表的なものは白地のようなもので、公図には形はあるけれども地番が入っていないくて登記簿もないという土地、これは国に帰属するというふうに民法では書いてございます。もう一つ、民法の959条には、残余財産の帰属という規定がございまして、これは相続人のいない土地、これも国に帰属するというふうに書いてございます。

かといまして、うちのほうが土地を買収しようとして、じゃ国に売ってくださいということになるのかというと実はそうではございませんでして、民法の177条には登記優先という考え方、原則がございまして。これは登記簿に記載されていないければ第三者に対抗できないという規定がございまして、ここに国の所有というふうに決まらなないと、私どもは買えないということになります。

そのために今回私どもが使っている制度が相続財産管理人選任制度、それから清算人選任による所有権移転制度というのを使います。これは簡単に言いますと、全ての所有者のいない土地やものを国が調べて、全部国の登記になっているかという、そういうことは事実上不可能でございまして、我々が必要としている土地が誰のものでもないということやまず確定させなければならないということになります。そのために、市は裁判所に申し立てをいたします。それは、相続財産管理人を選任してくださいということで家庭裁判所に申し立てを行います。家庭裁判所では、その後審理をいたしまして、相続財産管理人選任の審判というものを下します。それでその後、家庭裁判所が相続財産管理人を選びます。それでさまざまな

公告を経まして、最終的に国の帰属というものが決定されるということになりまして、そこで初めて用地の購入ができるということになります。

これはただでできるものでございまして、裁判所には郵便切手代を5,000円分、それから手数料10万円を予納しなければなりません。また、相続財産管理人になった方に対する報酬も予納しなければならないということもございまして、予算額は50万円ほどでございます。

都市計画課の例では、その報酬は今回、大田原裁判所に15万円程度で済むということもございまして、議員が質問の中で指摘されたように大変な労力とお金もかかるということで、これは早く国の制度を何とか変えていただいて、簡単に国の財産になるような形、また民間の団体で、現在研究会のようなものを行っているというふうに向っております。所有者不明土地問題研究会というのが発足されているようでもございまして、そこでは、このような土地を国や自治体が利用できる仕組みを検討するということがございまして、今年度中に国土交通省や政府に提言するということがございまして、早くこの設計ができて、簡単にできるようになればいいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 本当にこの問題はこういうところにも大きな弊害が出ているということで、今、私答弁を聞いていてもなかなか理解できないところでありますので、やはりこれは最終的に国のほうの法整備ということでありまして、市のほうではなかなか難しいというのは、もちろん理解はしております。

そこで、この問題につきまして農地や森林の荒廃にもつながると思っておりますが、その対策について

現在、市のほうではあるのかどうかお願いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） この土地所有者不明の問題が農地の荒廢に直結するというようなところまでは、今私どもは考えておりませんが、今後、可能性はあるなというふうに考えております。

現在行っている中で農地の集約等に関して、この土地所有者不明に起因する問題等は、現実、本市では起きていないという状況でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 続きまして、公共事業の経済的損失の算出は難しいと思いますが、例えば固定資産税の課税ができないことによる損失額は把握しているのか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 相続人の不存在の土地ということで、課税課のほうで確認をとっているところでございますが、平成28年度の数字でいきますと55人、筆数にしまして162筆が該当するというふうに判断しております。その課税額、総額ですが286万円ほどになるかというふうには思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それに対して、今後の対策はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 対策ということですが、基本的にはそういった相続が発生した場合には、手続をまずとっていただくというのが大前提になるかと思っております。そういった中で、市のほうと

しましては、いわゆる一般的に死亡届等が提出された際にいろいろな手続をとっていただきたいということで、メモといいますか1枚のパンフレット等をお渡ししているんですが、その中に土地家屋をお持ちの方に対して相続の手続をとって下さいというような周知行動を行っている。そういったことを行うことによって、ある程度認識が深まって、相続がしっかり続いていけば、そういった所有者不明の土地はなくなるのかなというふうには思っております。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） その辺につきましては理解をしたところでございます。

続きまして、全国的に所有者不明土地が増加しております。ある試算においては約410万haと、面積では九州地方を上回り、登記された土地の筆数では2割に当たると言われておりますが、本市の状況は把握しているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 本市の具体的な状況については把握をしていないというのが現状でございます。

その一部の研究会の試算ということで今議員おっしゃられたように、2割程度がその対象ではないかということで、逆に計算をしてみますと、本市の筆数は全体で約26万筆というふうに見ております。その2割ということになりますと5万2,000筆が、ある意味所有者不明の土地になっているのかなというような推計はできるかと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） わかりました。本市にお

いても本当に膨大な土地がそういうふうになっているということで、本当に今認識したところでございます。

続きまして、今後本市でも所有者不明土地が増加すると思いますが、それにつきましてはどのような問題が発生するか、また、そのお考えについてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 増加をする要因というのがなかなかはっきりしないのかと思いますが、特に少子高齢化であるとか人口減少ということで、まず1つには、土地に対する需要が減ってくるということと、いわゆる資産価値がおのずと下がってくるというようなのが一つの要因かと思っておりますし、昔から先祖代々伝わっていた土地というものに対してのいわゆる関心の低さというんですか、あわせて管理をするのに非常に経費がかかるというのも現実でございます。そういったような要因から、だんだんそういう土地がふえてくるのかというふうには認識しておりますが、そちらの要因といいますか、具体的なものと言われますと、なかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 確かに本当に難しい問題かと思うんですけれども、現在、本市として解消するような方策は考えているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 先ほどからご答弁を申し上げておりますけれども、やはり法律に基づいた形で対応を図らなければならないという問題が厳然としてあるわけでございます。勝手に不明の土地を

動かしてしまうというわけにもいきませんので、今やはり国のレベルでも大分動きが出てきたようでございます。法務省としても来年度予算措置を講じて、この所有者不明土地の本格調査に乗り出すというような情報が入ってきたわけでございます。

我々としましても、先ほど建設部長のほうからお話がありました公共事業等々に支障がある場合、そういったものについては方法を一つ申し上げましたが、そういったもので対応を図っていくということ、ただし相当数公共事業で不明土地が出てきてしまった場合には、なかなか難しい状況も出てくるかと思っておりますけれども、ぜひとも国のレベルできちんとした形の方向性を出していただいた上で、各自治体が対応を図れるようにしていくように、我々も国等々に対して早急に要望していきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 従来、私有財産制のもとで個人が土地を所有し、土地が農山漁村に人が住む中で所有者個人やあるいは伝統的な地縁社会等により土地が管理されることを通じて、森林、農地等の資源の利用、安全・安心の確保、美しい景観の維持形成、生態系の維持等の機能が果たされてきたと考えられています。しかし、答弁のような幾つかの要因により問題が進行していると考えられます。

確かに本市として対応できるものは少ないと思いますが、国等の政策自体の見直しへの取り組みに早急に対応しての問題解決に期待をしております。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（君島一郎議員） 以上で9番、佐藤一則議員の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 山形紀弘議員

○議長（君島一郎議員） 次に、1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、那須塩原クラブ、山形紀弘です。

通告書に従い、市政一般質問を行います。

1、公衆無線LANについて。

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に本市がオーストリア共和国を相手国としてホストタウン第4次登録の追加認定となりました。海外から多くの外国人観光客が本市を訪れ、観光面でも経済面でも期待が高まるとともに、世界中に本市をPRできる絶好の機会だと思います。

国土交通省観光庁が外国人旅行者に旅行中に困ったことについてアンケートを実施したところでは、無料公衆無線LANの環境が約37%と最多でありました。また、災害時では安否、交通、給水などの情報を得ることや連絡をとり合うための通信手段の確保にも公衆無線LANの必要性が重要になってくることから、以下の点についてお伺いします。

(1)本市の公衆無線LANの現況についてお伺いいたします。

(2)庁舎、学校、公民館、公共施設、避難所などの設置状況についてお伺いいたします。

(3)災害時における通信手段の現況についてお伺いいたします。

(4)インバウンド旅行者の情報通信整備についてお伺いいたします。

(5)公衆無線LANの設置における課題についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員の質

問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 1の公衆無線LANについて順次お答え申し上げます。

初めに、(1)の本市の公衆無線LANの現況についてと(2)の庁舎、学校、公民館、公共施設、避難所などの設置状況につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

本市の公衆無線LANの整備状況について、民間施設も含めた市全体の状況は把握しておりませんが、公衆無線LAN環境の整った公共施設は合計で13施設となっております。内訳といたしましては、市役所本庁舎、西那須野庁舎、塩原庁舎の3庁舎、鍋掛公民館、稲村公民館、高林公民館、狩野公民館、三島公民館、ハロープラザ、田舎ランド鴨内の7生涯学習施設、そして道の駅「明治の森・黒磯」、「湯の香しおばら」、観光振興センターの3観光施設に設置しております。

次に、(3)の災害時における通信手段の現況についてお答え申し上げます。

市では、庁舎間及び関係機関との通信手段といたしまして、栃木県防災行政ネットワークを初め衛星携帯電話、災害時有線電話等のほかタクシー協議会との協定によるタクシー車両無線の活用など、一般の電話回線が使えない場合に備えております。また、市から住民等に向けて情報発信する手段といたしまして、緊急速報メール、みるメール、市ホームページ、SNS、塩原地区の防災行政無線、広報車、避難所特設公衆電話を整備しているほか、放送局との放送要請に関する協定、複数の通信手段の確保に努めているところでございます。

次に、(4)のインバウンド旅行者の情報通信整備についてお答えいたします。

(2)の公共施設の整備状況でお答えしたように、

外国人も含めた全ての旅行者等に対し道の駅及び観光振興センターに公衆無線LANを整備しております。また、平成27年度の栃木県の補助事業を利用いたしまして、市内53の旅館、飲食店等の事業所において公衆無線LANが整備されております。

最後に、(5)の公衆無線LANの設置における課題についてお答えいたします。

まず、1点目の課題といたしましては、設置する公共施設の選定が考えられます。市民ニーズの把握はもちろんのこと、民間施設などの設置状況を踏まえ、整備すべき公共施設を選定する必要があります。

次に、2点目の課題といたしましてセキュリティの確保が考えられます。不正アクセスや通信内容の解読、遠隔操作による不正利用などセキュリティ対策に十分配慮する必要があります。

最後に、3点目の課題といたしましては、通信設備機器の設置費用が考えられます。どのくらいの利用実績が見込めるか、費用対効果を十分に検証して、設置場所や設置方法を決定する必要があります。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 答弁ありがとうございます。

関連性がありますので、(1)から(5)まで一括して再質問いたします。

先ほどの中に小中学校が含まれておりませんが、市内の小中学校の無線LANの今の設置状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 学校での無線LANの設置状況ということでございます。現在、電子黒板

の設置にあわせて無線LANの環境を整備してございます。平成27年度から29年度にかけて行うということでございます。

この設置の状況の無線LANのことでございますが、普通教室とか理科室、体育館等で児童生徒がタブレットを使って行うものに利用できるようなものに限って整備をしているということでございます。セキュリティを重視しています観点から、今の状況では校内のものでしか使えないというような状況になっております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

外部から接続できないということになっておりますが、学校の体育館とかは避難所として指定しておりますが、災害時に、そういうときにはセキュリティの問題とかありますが、そういったときには臨時的に整備の無線LANを開放することはできるのかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 先ほど申しあげましたように、現在整備している状況は、学校の校内だけという設定になっております。今、議員さんがおっしゃられるように災害時というふうになると、そういう設定の変更があります。また、設定を変更した際にセキュリティの問題がございまして、先ほども企画部長が答弁したように、不正なアクセスとかいろいろな問題が出てきて、学校の内部で使っている情報が流出するとかそういうおそれがありますので、その辺につきましては、今、回線は1本しかございませんので、考え方とすれば、学校内部のものについては基本的には開放はしない、それ以外の避難所等に使うものについては、現在、各避難所の体育館には災害のときに使う電

話が配置になっております。

そういうことからして、設置の方法についてはいろいろな考えがあると思いますが、ただ回線を引くということになりますと相当な予算を伴うということもございますので、今後それについては防災担当のほうと協議をしながらということになると思いますので、現時点でそれを開放できるかどうかというと、教育委員会といたしましては、今ある設備については校内で使うというものだけになっておりますので、設定変更とかそういうことについては予算もかかるということですので、セキュリティーのこともあるということなので、今のところは開放できないというふうに思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） わかりました。ほかの通信手段が使えるということですので、無理して開放して混乱させるより、今の現状のままほかのもので対応できるようにして行ってください。

先ほど言いましたが、せっかく公衆無線LANがあっても、停電になってしまうとせっかくのものが使えないんですが、現時点、停電時における各避難所とかの自主電源が確保されているかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 各学校関係を避難所に指定させていただいているところでございますが、現在、自家発電の設備を有している学校、また一部施設の屋根の上に太陽光発電の装置を、いわゆる屋根貸しという形でお貸ししております。そういった場合に、災害が発生した場合には自家発電のものを活用できますし、屋根を貸す際の協定とございますか、契約の中で災害また停電時には、そ

のソーラーで発電したものを使用できるというようなことがございますので、そういったところで対応していけるというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） わかりました。自主電源というのも非常に大事なことになってきますので、その辺も前向きに整備していただいて、いざというときにすぐ使えるような電源の確保も要望しております。

先ほど平成27年度に県の補助を受けて整備した事業所があるということですが、これから公衆無線LANを整備したいという方々には、県、市はどのような支援策があるかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 現在、栃木県、それから那須塩原市において直接的な支援事業というものは持ってございません。ただ国、観光庁になります。観光庁のほうではインバウンド関係で公衆無線LANの導入に対する補助事業がございますので、そちらのほうのご案内をさせていただいております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） その観光庁の補助事業の具体的な内容をわかる範囲でいいので教えていただけますか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 観光庁の補助事業の内容でございますが、補助事業の名称といたしましては、宿泊施設インバウンド対応支援事業という事業でございます。補助率は3分の1、上限額が100万円というような内容になっております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解いたしました。

今度インバウンド旅行者や観光客に公衆無線LANが設置されているところということがわかりやすいように、今後、看板とかステッカー等を掲示する考えがあるか、その辺お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 看板、ステッカーを掲示してわかりやすくということですが、現在も看板についてはありませんが、ステッカーについては、既に配布がなされております。

いずれにしても、わかりやすく、ここにありますよというふうにわかっているというのは非常に大切だというふうに考えておりますので、看板等の設置については少し研究をさせていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） ぜひわかりやすく、誰が見ても、ここはWi-Fiがあるな、公衆無線あるなというふうな掲示板をつくっていただけるよう要望いたします。

続きまして、ほかの市町村の設置状況、この公衆無線LANがどのようになっているのか、わかる範囲でいいのでお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 県内他市の公衆無線LANの設置状況についてのお尋ねということでございます。こちらについては、県内の市の状況ということでちょっと調べさせていただきました。直接14の市に電話等で照会をしたということではなくて、ネットから情報をとったということでございますので、場合によっては漏れていたりということもあるかもしれませんが、その点をご容赦いただきたいと思いますということで、ご答弁申し上げます。

県内、市の公衆無線LANの設置状況につきま

しては、本市のほか宇都宮市、日光市、栃木市など8市において整備が進んでおります。14市のうち9市が整備済みだということでございます。

設置の目的といたしましては、まずは市民の皆さん、そして旅行者の皆さんに対するインターネット環境の向上サービス、サービスを向上させるということと、あとは災害時の防災対応力ということですか、そういうものを整えるというところの視点、2つの視点から公衆無線LANを設置しているというようところが目的だということでございます。

そんな中で代表的な観光者向けの事例ということとでちょっとご紹介させていただきますと、日光市が、やはり外国人観光客向けに2週間無料で接続できる公衆無線LANというものを整えているというふうに伺っております。また、防災用といたしましては、特にということになりますと、栃木市が専用のアプリケーションをダウンロードすることによってアクセスポイント間、例えば避難所、避難所間で音声通話あるいはメッセージ交換というものが専用回線でできるというようなシステムを構築しているというふうに伺っています。

あとは市民サービスの向上といった観点からいたしますと、隣の大田原市なんかも私どもの市と同様、各公民館とかそういうところでしっかりとネットに接続できるようなサービスを提供していると、そういうところが本県の市の実態だということでございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） やはり日光市などは世界的なもので、外国人観光客が多いということで、そういったものはいち早く取り入れたということでございます。ほかの市町村の例を例えにして、本市も無線LANの整備、前向きにいい、つながりやすい、外国人に喜ばれるような公衆無線LAN

Nにしていだけるよう要望しております。

最後に、市として今後、公衆無線LANの整備についての考えをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 今後の市としての公衆無線LANの整備についての考え方ということでございますが、こちらにつきましては、議員もご案内のとおり昨今においてはスマートフォン、タブレット端末などの情報通信機器が急速に進展しているという状況がございます。そんな中で、先ほどもお話ししましたが、公衆無線LANの設置といったことは、やはり市民はもちろんのこと観光客などのインターネット利用者の利便性の向上、さらには災害時の通信手段の確保といった点で大変意義があるというふうに我々も考えております。

そんなことから、冒頭お答えさせていただいた課題といったものを踏まえた上で、今後、少なくとも観光部局、そして総務部局、そして企画部局というところで、少なくとも3つの部局は関連するというところでございますので、その部局等を中心に今後のあり方、どういう考え方に基づいて設置していくかといったようなところを早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） わかりました。

来年度、2018年度は本番のDCキャンペーン、2020年度には東京オリンピック・パラリンピック、2022年度には栃木国体、今後本市にかかわるたくさんの方の事業が予定されております。時代とともに普及してきたスマートフォン、タブレット等は今では生活必需品となっております。万全の体制を整えて、おもてなしの気持ち、危機管理、情報伝達の重要性を再認識し、公衆無線LANの整備の充実を要望して、この項の質問を終わらせていた

だきます。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 午前に引き続きまして、午後も質問させていただきます。

2、ひきこもり対策について。

ひきこもりは、本人にとっても家族にとっても本当に苦しいことです。私も何人もの方々からお話を伺っています。ひきこもりの問題は、本人も何とかしなくてはと思う一方、なかなかその一歩が踏み出せない。親は自分の育て方が悪かったのではないかと悩み、誰にも相談できず抱え込んでしまうことも少なくありません。そして、そのまま何年も経過してしまい、余計、社会復帰が困難になってしまうのです。

自宅に6カ月以上閉じこもり、社会との接点を持っていない状態がひきこもりと原則的には定義されております。ひきこもりの社会復帰は地域の活性化の一助になり、家族・家庭の負担軽減にもなります。そして何より家庭・家族に希望が見えます。地域で就労できずにひきこもっている実態を調査し、支援策の実施を求めることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)現在、本市におけるひきこもりの世帯数、人数を把握されているのかお伺いいたします。

(2)現在、本市ではひきこもり対策をどのように

講じているのかお伺いいたします。

(3)栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターとの連携についてお伺いいたします。

(4)高齢者世帯でのひきこもり支援策についてお伺いいたします。

(5)今後、実態の把握やその方法、さらに対策についてどのように考えているのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） それでは、お答えさせていただきます。

2のひきこもり対策について、順次お答えします。

初めに、(1)のひきこもりの世帯数、人数については把握してございません。

次に、(2)のひきこもり対策をどのように講じているか、(3)の栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターとの連携及び(4)の高齢者世帯でのひきこもり支援策については、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

現在、ひきこもり対策については、そのケースの内容に応じ精神科の受診、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター、とちぎ県北若者サポートステーションなどを紹介してございます。高齢者である親の自宅に、そのお子さんがひきこもっている場合は、地域包括支援センターの職員と連携をして同様の紹介をしてございます。

最後に、(5)の今後の実態の把握やその方法、対策についてお答え申し上げます。

ひきこもりの実態把握をするには、市内の全世帯を1軒1軒訪問する必要があります。時間、労力、費用等の理由で極めて困難であると認識しております。

今後の対策については、相談者の声に寄り添い、的確な助言等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 答弁、了解しました。

ここから(1)から(5)まで関連性がありますので、一括して再質問します。

私も(1)で世帯数、人数をとということでお伺いしましたが、やはり先ほど答弁されたように、1軒1軒回るのは非常に困難である、能力的にも時間的にも非常に大変でございます。今までこのひきこもりの問題で窓口相談に来られた方、件数、またひきこもりの本人が窓口に来るといことはなかなかないと思いますが、どんな方が、例えば親とか、そういった方がどのような立場の方がひきこもりについて相談に来たのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） まず、実際先ほど申しましたように件数のほうは把握していないんですけれども、私どものほうに、ひきこもりの相談をしたいんですということで窓口におみえになる方というのは本当にございません。それでひきこもりの実態があるとわかるのはどういうことからかと申しますと、例えば生活が苦しいんだよとか、あとは私、介護サービスを受けたいんだけれども受けられないんだよねとか、そういった相談を受けている中で、よくお話を聞いていくと、その原因がひきこもりのお子さんがいたりとか、そういったところでひきこもりの実態を把握して、支援に向けていくというところでございます。

そんなところで、実際、窓口におみえになる方というのは、ご本人がやはりいらっしゃることはなかなかなくて、ご家族であったりとか、そのご

親族であったりとかお友達であったりとか、そういった周りの方々が当課も含めて相談におみえになるというのが本市の実態でございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 本人自体はなかなか来れないですが、地域の方々とか民生委員さんとか区長さんとかが来たときには的確なアドバイスをしてあげて、よりよい、早い段階で対応策、やはり悩みを聞いてあげるというのが非常に大事ですので、ひきこもらないよう早目の段階でサポートできるような体制づくりを心がけていただきたいと思います。

先ほど答弁でいただきましたが、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター、とちぎ県北若者サポートステーションに本市から利用された人数をお伺いします。

そして、その方々が社会復帰できたのか、その辺の事例とかがあれば具体的にお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 私どもの手元にある資料に基づいてのお答えということになってしまいうんですけども、一応県のほうのセンターにつきましては、昨年度、平成28年度の本市の相談に行かれたとか電話等々で相談された方というのは、実人数で7名でございます。それで実際、その中には学生さんがいたのか、復学された方がお1人いて、残りの6名の方については現在も支援を続けているということで伺っております。

それから、とちぎ県北のほうのセンターにつきましては、こちらは始まったのが昨年の8月からなんですけれども、現在までで本市の方は32名の方がご利用になっていて、そのうち10名の方が就労に至っているということで伺っております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 32名のうち10名の方がよくなった、社会復帰できたということで、引き続きこういうふうなところに目を向けていただき、今後、またこのひきこもりというのは、今はどちらかという若い方かなと思うんですが、だんだん年齢も高齢化になると思います。そういったところも対応していただけるよう、よろしく申し上げます。

(4)の高齢者世帯ということで、お父さん、お母さんが年金暮らしとか高齢者世帯で金銭的に困っている場合、そういったお父さん、お母さんの子どもさんがひきこもりの場合、金銭的に余裕がないという場合、本市はどのような対応策があるのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 年金でお暮らしになっている高齢の世帯の方のお子さんの支援、世帯の支援というんですか、そこら辺なんですけれども、先ほど議員のほうでもお話があったように、今までこの国においては若者のひきこもりの方の支援というものに力を入れていたんですけれども、今実態的には、例えば家族の会というものが全国組織でございまして、その中でもアンケートを昨年度、家族の会の会員の方に向けてなので参考程度の数字になってしまうかと思うんですけれども、結構な割合で、ひきこもっている方の平均年齢が33.5歳なんですけれども、そのうち40歳以上の方、今まで国がターゲットにしてこなかった方たちが25%いた。それから、ひきこもりの期間なんかも長期化していて、40歳未満の方は約9年で40歳以上の方が約15年にもわたっているという実態がございまして。

そんなところで、本当に今議員のほうでご質問いただいた年金暮らしの高齢の親御さんのところでのひきこもりのケースというのは全国的にも多々あるのかなと思っているところでございます。実際その方たちにどんなふう支援していくのかというところで、金銭的なところがあるということであれば、まずは生活保護の制度、生活困窮の支援策がございますので、そこでまずは支援をしていけるのかなと思っております。ケースワークをしていく中で、そのお子さんとかが、もしこれは医療機関にかかったほうがいいんじゃないかなということであれば、そちらの関係機関とかにつなげることもできますので、そこら辺を私どもは支援していければなと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

年金暮らしのお父さん、お母さんが元気なうちはいいですが、両親が亡くなっちゃったり、そうするとお子さんだけ残って1人だけになっちゃったりすると、何をしても、一番ちょっと私も気になるのが、お父さん、お母さんがいなくなっちゃって、ひきこもっている本人だけが残っちゃって、その後ずっとひきこもっちゃって、二次的な事件を起こすんじゃないかなというふうなところも懸念していますので、そういったところもなかなか難しいところがございますが、サポートできるように、常に相談に何回も行って、状況を見て、そして的確なアドバイスができるように心がけていただきたいと思います。

実態を把握するのは大変困難であります。本市では、このようなひきこもりの専門的な知識を持った方々、もしくはそういった部署というのはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 専門的な知識を持った相談員がいるかというご質問なんですけれども、誠に残念ながら本市におきましては現在のところおりません。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 専門的な知識を持っているということは非常にプラスになりますので、1人でも2人でも、その辺のエキスパート的なものの分野で知識を持った人を採用していただき、少しでもサポートできるよう、またほかの市町村とかでそのひきこもり対策、特別な部署を持っている、またはそういったほかで支援策があるというふうな事例があったら教えていただきたいんですが、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 県内の他市町で専門の部署があるかというところなんですけれども、私どものほうで把握している範囲では日光市と、それから宇都宮市がございます。まず日光市におきましては、日光市ひきこもり対策センターという名称で、昨年7月から運営をしております。運営としてはNPOのほうに委託をして運営をしているというところがございます。もう一方の宇都宮市においては、名称が宇都宮市青少年自立支援センターということで、こちらちょっと歴史が古く、最初は青少年の非行防止というところから出発したもののようなんですけれども、現在はひきこもりであったりとか、あとは若者のいわゆるニートと言われる方々とかの支援等、家族を含めて行っているというところを聞いてございます。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解いたしました。

他の市町村を参考事例にしながら、いい支援策ができるよう、このひきこもり問題というのは非常にプライベートな部分がありまして、非常に難しい問題であります。他の事例を参考にしながら、なるべく早目の段階で手助けできるような対応策を構築して、ひきこもっている本人、家族を救えることを期待して、この2番の質問を終わらせていただきます。

続きまして、3、（仮称）まちなか交流センターについて。

第2次那須塩原市総合計画の基本施策5-4「中心地市街地を活性化させる」の中に黒磯駅周辺地区の魅力向上を図るため（仮称）まちなか交流センターの建設が始まりました。駅前活性化の起爆剤となることを期待しております。また、商工業、観光、教育などのさまざまな分野の方々の活動拠点となり、にぎわいのある場所になるためにも今後の活動計画等が非常に重要になってくることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)（仮称）まちなか交流センターの概要をお伺いいたします。

(2)事業計画や建設など、今日に至るまでの経緯と内容についてお伺いいたします。

(3)（仮称）まちなか交流センターの完成までの事業計画をお伺いいたします。

(4)（仮称）まちなか交流センターの運営方法についてお伺いいたします。

(5)商工業の点から、（仮称）まちなか交流センターがどのように活用されるのかお伺いいたします。

(6)観光の点から、（仮称）まちなか交流センターがどのように活用されるのかお伺いいたします。

(7)教育の点から、（仮称）まちなか交流センターがどのように活用されるのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 那須塩原クラブ、山形紀弘議員の（仮称）まちなか交流センターのご質問に順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の（仮称）まちなか交流センターの概要についてお答えをいたします。

基本コンセプトを「人と食を育む交流の家」として、地域の食材や特産品紹介、販売促進、地元起業志望者支援、文化芸術活動振興等を通じ交流を活性化し、人々が集い、語らい、くつろぎ、成長できる空間を目指しております。

施設概要は鉄骨づくり平屋建て、床面積は、本館1,097㎡、倉庫棟36㎡で、飲食店コーナー、マルシェが行える屋内広場、芸術活動等の発表展示スペース、音楽演奏等のステージ、防音を施した音楽室、屋内で遊べるキッズエリアのほか、工作室や調理室なども備えております。

次に、(2)の事業計画や建設など今日に至るまでの経緯と内容についてお答えをいたします。

この地区は、平成26年度から30年度を期間とする黒磯駅周辺地区土地再生整備計画に位置づけし、まちの魅力を再生、これを目指しまして都市機能の向上による持続可能な中心市街地黒磯の再興を目標に各事業を展開しております。

（仮称）まちなか交流センターは、黒磯駅前及び周辺地域活性化懇談会や「えきっぷくろいそ」など、地域住民から基本コンセプト、基本方針、導入機能などの意見を取り入れ、（仮称）まちなか交流センター基本計画を策定いたしました。

設計者は市民公開のもと、昨年1月に黒磯文化会館におきまして公募型プロポーザル方式で決定をいたしました。市民の意見を取り入れるため、同年3月から6回のワークショップを開き設計に

生かしておるところであります。

建築工事は、平成29年7月に契約を行い、現在進行中であります。

次に、(3)の（仮称）まちなか交流センターの完成までの事業計画についてお答えをいたします。

建築工事は平成30年3月、外構工事は同年6月ごろ竣工予定とし、準備期間を経て同年9月のオープンを目指しております。

次に、(4)の（仮称）まちなか交流センターの運営方法についてですが、当面の間は、市が直接管理運営を行う予定であります。

次に、(5)の商工業の点からどのように活用されるのかについてお答えをいたします。

商工業の点からは、地域の食材、特産品の紹介や販売のほか、企業創業希望者の支援やイベントの開催等を予定しておりますが、その効果が交流センター内で完結するのではなく、周辺地域に波及していくような活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、(6)の観光の点からどのように活用されるのかについてですが、フードコートやマルシェ、参加体験型の講座やイベントの開催等により、本市の魅力を発信できる場としての活用を予定しております。

最後に、(7)の教育の点からどのように活用されるのかについてお答えをいたします。

教育の点からは、各種講座等を通じた幅広い世代における学びの場、趣味や文化の発表の場、また、それらの文化に触れられる場として活用したいと考えております。さらに、都市再生整備事業で建設を予定しております（仮称）駅前図書館と連携した事業についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

(1)から(3)まで関連性がありますので、一括して再質問させていただきます。

きのう私も駅前の交流センターの広場を見てまいりました。アーケードのほうも3分の2くらい撤去されて、さま変わりしてちょっと変わってきたなど、交流センターのほうも基礎的な部分もできてきて、ああここにできるんだなというふうに少しずつ実感がわいております。

そこで、（仮称）まちなか交流センターの収容人数、そして、その人数に対して駐車場の台数の不足はないか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） それでは、所管課であります建設部のほうからお答えをさせていただきます。

まず、まちなか交流センターの定員等でございますが、定員の定めのある部屋等をご紹介しますと、多目的室が2つございまして、1つが20名、もう一つが30名でございます。それから、キッチンスタジオが20名というふうに定員を想定しております。そのほかにも屋内広場の座席数は、使い方にもよりますけれども、80席程度を想定しております。

この施設に対して駐車場のキャパはどうかというようなご質問だったと思いますが、交流センター自体にしつらえます駐車場の台数は18台でございます。また、交流センターの反対側にあります現在足利銀行が使っている土地でございますが、ここは黒磯中央駐車場の土地と交換をするということで、非常に近いところにつくる駐車場が27台分ということで、あの交流センターに非常に近いところでは合計45台分の確保ができておりますけれども、それだけで、あそこが全て満員になって

使っているような場合には、ちょっと不足するのではないかなというふうに考えております。

ただ、あそこは地区の活性化の目的ということで、そのほかの場所にも回遊していただくということを目的としておりますので、あそこに全て駐車場が完備されてしまいますと、あの交流センターだけで完結してしまうということも考えられますので、そのほかの駐車場から回っていただいて、あそこのまちを楽しんでいただくということも必要なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

150の定員に対して45台という駐車場の台数です。私の思った以上あるということなので、あとイベント等があると、あの辺路上駐車とかもちょっと心配されますが、その辺うまくやっていたら、回遊するというので、その辺、交流センターに来るだけじゃなく、ほかに意識を持って、このたびちょっと違うんですが、駅前図書館とか駅とか銀行とかガソリンスタンドとか薬局とか、そういったものを回遊するような形でうまくカバーできるということによろしいですね。

続きまして、まちなか交流センターが建物に関して再入札になったということをお聞きしておりますが、その経緯についてお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） 再入札になった経緯ということで、非常に思い出したくない事態でございました。29年3月の定例会で議決予定で入札準備を進めておりましたが、入札参加申請のありました4つのJVから全て入札辞退届が出されました。これは施工に関する見積もりなどを精査いたしまして、設計内容の見直しを行いまして再度入札を

いたしまして、施工業者を決定したというようなことではございました。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

思い出したくないということなので、もうこれ以上突っ込むと大変申しわけないので、この辺でやめさせていただきます。

もう済んでしまったことはしょうがないので、この先のことを明るいほうにして前向きに捉えていくということで、黒磯駅前及び周辺地域活性化懇談会、えきっぷくろいそなど地域の住民から基本コンセプト、導入機能など意見を取り入れたと言っていますが、具体的にどのような部分を取り入れて、また、そのことによって地元の方々と紆余曲折があったと聞いておりますが、その辺お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（稲見一美） まず、基本コンセプト等をどのように生かしたのかというようなご質問が1点目だったと思います。現在、黒磯駅前で行われております既存のイベントがございまして、キャンドルナイト、それから「もったいない市」等をやられておまして、それに活用できる施設の要望というものがございました。ステージを備えました屋内広場、それから工作室などを設けるというようなことで生かしております。

また、地域の食材や特産品の販売促進、食文化、食産業の活性化というようなご要望もございましたので、マルシェ、フードコート等を設けました。

2つ目のご質問ですが、地元との紆余曲折というようなお話だったのでしょうか、各利用団体のご要望を限られた施設規模の中に全て入れ込むというのはなかなか難しい作業でございまして、設計

の提案とか入札の不調などで規模を見直しなどしたものですから、私が参加したワークショップでも非常に厳しいご意見をたくさん頂戴いたしました。規模の見直し等によって機能が損なわれてしまうのではないかと、それから私どもがワークショップに提出しました資料が小さくて見えないのではないかと、そのような非常に貴重なご意見、ご批判を頂戴いたしました。

ただこれは、そのワークショップ等にかかわる人たちの思い入れが非常に強いという証左でございまして、私どもも十分この教訓を生かして、次の那須塩原駅前等に生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） なかなか言いづらいことを言っていたかき本当にありがとうございます。

たくさんの方々から意見を聞くということは非常に大切です。しかし、全ての意見を反映することは難しいことですが、しかし、そういった方々の、先ほど部長の答弁でもおっしゃいましたが、その辺の思いは、この交流センターに生かしてほしいと考えております。

続きまして、(4)から(7)について関連性がありますので、一括して再質問させていただきます。

当面の間、市が直接管理運営を行う予定となっておりますが、将来的にはどのような管理運営を目指しているのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 当面は市が行いますよと、将来的にはどうだというお話ですが、将来の話ですが、現在私どもが考えておりますのは、やはり地元の皆さんがみずからこの施設の運営にかかわれるような形をとっていただければいいのかな

と。それも現実にはただ、これだけの施設ですのでボランティアで管理するとか、そういうレベルではなく、ある程度採算等も考えられるような形の組織ができればいいかなと。市が直接管理運営をしながら、そういった組織の育成支援にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

すぐ市が直接運営して、はいというわけにはいかないの、ある程度の準備期間を置いて、まちなか交流センターを管理運営する人にはしっかりと責任を持った方々に管理運営をしてもらいたいと要望しております。

続きまして、（仮称）まちなか交流センターのネーミング、一応（仮称）となっております。今後どういった形式で決まるのか、そういった予定があるのか公募にするのか、その辺お伺いできれば、よろしく申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 現在の（仮称）まちなか交流センターの名称ですが、名称は、一般に条例上の名称と施設で使う愛称のようなものがあるかと思えます。

条例上の名称につきましては、この（仮称）まちなか交流センターがある程度浸透しているのかな、わかりやすいのかなという考え方は持っておりますが、条例を制定するに当たりまして、議会にも議決をいただくこととなりますので、そこで決定をしていくということになると思えます。

愛称については、この後建設されます駅前図書館との連携も考慮しまして考えていきたい、手法としては、公募等もあるのかなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

私もこの交流センターという名前は定着しつつありますので、愛称、おとなりの大田原さんはトコトコとか、ああいうふうに誰が行ってもわかるようなネーミングを要望しております。

続きまして、そのフードコート、マルシェということで、私がフードコートをもしあれでしたら、私の案でございますが、地域の特色を生かした、特に本市は牛乳が一番のセールスポイントでありますので、その辺を考慮したフードコートを目指してもらいたいと思っておりますが、フードコートとマルシェ、具体的にどういうことを考えているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 議員おっしゃるように、地域の食材を生かしたものをPRできるような使い方ができればなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） フードコートは何店ぐらいの予定で、わかる範囲でいいので、具体的なものがもしあればお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） フードコートにつきましては、もう設備上ハードの形で決まっておりますので、現在設計に入っておりますのは、店舗数でいきますと2店舗が設置される予定でございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 2店舗ということで、私の考えですが、チャレンジショップ的な地域の若い方、あとはやる気のある方にぜひそのフードコートを利用して、ステップアップして自分のお店を持てるとか、そういったものも取り入れていた

だきたいと思っております。

続きまして、これまで駅前で行われてきましたカワツタ家、駅前活性化委員会の事業等は、今後まちなか交流センターができるのによってどのように変わってくるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） カワツタ家におきましては、これまでもさまざまな事業に取り組んで地域の活性化に寄与していただいているというふうに私どもも考えております。全てその機能が移行するというふうなものではございませんが、現在実施されている事業で交流センターで実施できるようなもの、また要望の強いもの、新たにカワツタ家の経験を踏まえてバージョンアップできるようなもの、そういったものはできるだけ取り込んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

誰よりもあの地域を愛している駅前の人たちは、これまで培ってきた長年の経験があります。そういったものを生かして、交流センターへの土台となって引き続き頑張ってもらいたいと私は期待しております。

（仮称）まちなか交流センターができることによって最大のPRポイント、またセールスポイントはどのようなところなのか具体的にお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 交流センターのPRポイントということでございますが、基本計画等にいろいろなコンセプトが出ております。基本的な考え方は全くそのとおりでございますが、私ど

ものほうで、今加えて思っているのは、やはり地域と一緒にあって、あそこの施設、公がつくるわけですが、本当に地域の力がそこにたくさん加わって、さらにでき上がった後もそこを拠点として地域に人が回遊して、それによってあの黒磯の駅前が活気にあふれてくるんだよというシンボリックな施設にしていきたいですし、そこが一番のポイントになってくるのかなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 了解しました。

今後整備されるまちなか交流センター、駅前図書館は黒磯駅周辺地域の活性化を占う非常に重要な事業であります。建設することが目的ではなく、建設した後、まちなか交流センターを最大限にフル活用して、黒磯駅前からの波及効果で人の流れが変わり、活気あるにぎわいあるまちづくりの起爆剤となり、皆様に愛され、喜ばれる交流センターになるように期待しております。

ちなみに今月の9月10日、今度の日曜日でございますが、もったいない市も開催しておりますので、時間がある方は、ぜひ行ってみてください。

以上で私の市政一般質問を終了いたします。大変ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で1番、山形紀弘議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 田村正宏 議員

○議長（君島一郎議員） 次に、3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 議席番号3番、公明クラブ、田村正宏です。よろしくお願いたします。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ます。

1、公立小中学校職員の働き方改革について。

過日の全国紙の声の欄に「学校の働き方改革を切望する」という見出しで66歳の男性の方の投稿が掲載されておりました。抜粋して紹介すると、「息子は中学校の教員。日々の授業の準備は当然だが、夜更けまで残業、朝夕や土日の部活の指導もあり、3、4カ月以上1日も休日がとれないことがある。過労死ラインをはるかに超える労働で、このままでは生徒に寄り添う、きめ細かな教育ができなくなるのではないかと案ずる。締めくくりとして、親として残業代云々より命あつての物種、健康で人間らしく働けるように教員の働き方改革を切に願う」という切実なものです。

長時間労働による過労死事件や社会の構造変化に伴う人手不足に起因する民間企業の働き方改革などはメディアにセンセーショナルに取り上げられることもあり、人々の関心も高く、ワーク・ライフ・バランスなどの標語とともに官民挙げてさまざまな施策が講じられています。

一方公務員、中でも公立学校の教職員はどうでしょうか。ことしの4月下旬に文科省より教員勤務実態調査の結果の速報値が公表されましたが、それによれば、国が過労死ラインとしている週20時間以上の残業をこなす教員は、小学校では約35%、中学校では約60%に上ります。また、OECDが公表している国際教員指導環境調査によれば、加盟34カ国中、日本の教員の平均勤務時間が一番長いとの結果が出ています。

そんな中、先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」、いわゆる骨太の方針の第2章成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題の中に初めて、教員の厳しい勤務実態を踏まえ、適正な勤務時間管理の実施や業務の効率化・精選を進めるとともに、学校の指導、

事務体制の効果的な強化、充実や勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を通じ、長時間勤務の状況を早急に是正することとし、年末までに緊急対策を取りまとめるとの文言が載りました。

国もやっと重い腰を上げようとしています。そのような背景を踏まえ、まず、本市としての現状と課題をしっかりと認識し、情報を共有した上で国に先駆けて、喫緊の課題に対処する必要があると思います。

そこで、以下の事柄についてお伺いします。

(1)勤務実態及び勤怠管理・労務管理について。

(2)長時間労働解消に向けた負担軽減施策について。

(3)メンタルヘルス対策について。

(4)学校課題の共有化及び県・市との連携について。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 田村正宏議員の公立小中学校教職員の働き方改革についてのご質問でございますが、私から一言お話を申し上げさせていただきますと思います。

教職員の働き方改革につきましては、近年、各種メディアでも取り上げられておりますとおり、本市においても喫緊の課題であると認識をしております。本市では、これまで教職員の負担軽減を図るため、市採用教師等の配置や校務支援システムの導入など各種施策を展開してまいりましたが、今後さらなる負担軽減が図られるよう、そういった取り組みが必要であると考えております。

答弁につきましては、教育長からいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、私のほうから1の公立小中学校教職員の働き方改革につきまして、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、(1)の勤務実態及び勤怠管理・労務管理についてでございます。

勤務実態把握につきましては、学校施設警備業務として契約をしております警備会社からの管理記録表によりまして各学校の最終退庁時刻の把握をしているというような状況であります。しかし、これはその学校としての把握でございまして、教職員個人を特定して把握をしているものではございません。

現在、学校現場における業務改善を図るために、その基礎資料といたしまして教職員一人一人の勤務時間を把握するための調査を現在行っているというようなことでございます。

教職員に係るその他の労務管理についてでございますけれども、管理職は、教職員評価に係る面談の場などを活用いたしまして、有給休暇や代休、振りかえ休日の適切な取得状況につきまして確認をしているというようなことでございます。

また、教職員の健康診断も毎年実施をしております。さらに、各種ハラスメントの悩み等につきましては、積極的に個別面談を実施するよう管理職への働きかけを行うとともに、教育委員会におきましても、いつでも相談に応じる体制を整えているというような状況でございます。

今後も市教育委員会と学校の連携を密にした対応を心がけ、教職員が心地よく働く環境の整備に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、(2)長時間労働解消に向けた負担軽減施策についてお答えをいたしたいと思っております。

平成28年度から事務処理の効率化を図るために校務支援システムを導入しております。これまで個別に行っていたさまざまな校務処理が、蓄積さ

れたデータをさまざまな形で活用することで事務処理の時間が短縮され、迅速かつ効果的な校務の実現につながっております。一方で、教職員一人一人に配備されましたパソコンでしか仕事ができなくなるとなると、以前よりも学校にいる時間が長くなってしまいうために、自宅にいて自宅のパソコンを使用して校務処理が行える仕組みも導入し、いわゆるワーク・ライフ・バランスに配慮できるような環境の実現にも努めているというようなことであります。

また、各学校には教職員の毎月の定時退勤日、この設定を行ったり、家庭の日であります第3日曜日には部活動を行わないように指導を行っているというようなことでもございます。

加えて、学校のサポーターがふえることも教職員の負担軽減につながると、このように考えております。学校の教育活動を進めていく上で家庭や地域との連携は不可欠でありまして、登下校指導やスポーツ少年団活動、部活動、学校環境整備、本の読み聞かせ等で多くのボランティアの方に協力をいただいております。今後、モデル校を指定いたしまして、地域学校共同本部事業を積極的に推進し、地域との連携強化に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、(3)のメンタルヘルス対策についてお答えをいたします。

本市におきましては、平成27年12月1日に施行されました労働安全衛生法の一部改正に基づきまして、労働者が50人以上いる事業所に義務づけられました心理的な負担の程度を把握するための検査を平成28年度から全ての学校の管理職、県・市採用の常勤の教職員に対しまして実施をしております。検査結果は個人宛てに配布するとともに、所属ごとのストレスの傾向を把握することで職場環境の改善に生かしているところでございます。

また、検査結果によりストレスが高い状態の職員につきましては、専門医師による面接を勧奨いたしたところであります。

最後に、(4)の学校課題の共有化及び県・市との連携についてお答えをいたします。

これまで文部科学省及び厚生労働省から学校現場における業務改善や労働時間の把握についてのガイドラインが示されており、各学校の管理職及びその他の教職員がそれぞれの勤務時間について、改めて意識を持って勤務するよう働きかけをしてきております。

今後もさらに適正な勤務時間管理がなされ、勤務実態の改善が図られるように、タイムマネジメントの視点を持って必要な指導、助言を行っていきたく、このように考えております。

ことしの6月には学校における働き方改革に関する方策などにつきまして、文部科学大臣が中央教育審議会に諮問を行ったことを受け、私どもといたしましては今後の国の動きを注視しながら、教職員が担うべき業務の見直しや働き方の改善を図り、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を果たすためにも県や学校と有機的に連携をいたし、一体的、総合的に業務改善に引き続き取り組んでまいりたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） それでは、順次再質問をさせていただきます。

勤務実態及び勤怠管理・労務管理についてですが、先ほどの答弁によりまして、警備会社のデータにより退庁時刻を把握しているとのことでしたが、個別の学校の現場においても、教職員それぞれの出退勤の記録や管理はなされていないとの理解でよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これは学校によりましては、既に個人ごとの出退勤につきまして確認をとるようなことを行っている学校もございます。あるいは最終退庁者が誰だったのかというようなことを校務日誌に記録をする等、このような形で把握をしているということで、学校ごとにその実態は違っているというようなことでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 学校ごとに対応が違うというふうに理解をいたしました。

また、勤務時間を把握するための調査を行っておりますとのことでしたけれども、具体的にどのような調査が行われているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 実は今週から4週にわたりまして実態を調査するというので、現在行っているところでありますけれども、1つは、先ほど申し上げましたように先生方一人一人パソコンを持っておりますので、パソコンの電源のオン・オフの記録がサーバーのほうに記録されますので、そういったものを教育委員会としては記録を集計して把握ができるかなというふうに思っております。ただ、これは必ずしも学校を退室したタイミングと電源をオフにしたタイミングが合うかどうか、これはまた難しいところであります。

ですので、各学校におきまして、先ほど申し上げましたように各学校の実態に応じてという部分でございますが、例えば自己申告的に記録を残しておくこと、あるいはパソコンを使って表計算のような機能を利用いたしまして集計する等の学校に選択肢を持っていただきまして、それで現在のところ調査を行っているというようなことでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 最近やっとなんかそういう取り組みを始めたというふうに理解をいたしました。

いずれにしても、民間企業に30年以上身を置いた立場からすると、にわかには信じがたい気がいたしました。今回質問するに当たり、新聞やネットを通じ情報を収集する傍ら、複数の現役の教職員の方々、元校長先生また保護者の方々の生の声を聞くにつけ、学校現場の労働時間の特殊性については認識を新たにいたしましたところでもあります。その特殊性を理解するためには、その歴史を確認する必要があると思いますので、最近ある雑誌に掲載されていた一文を紹介いたします。

戦後の1948年に公務員の給与体系が変更された際、教員については、勤務時間を測定することは困難などの理由から一般の公務員より1割増額した給与額に切りかえるとともに、超過勤務手当を支給しないことが決められた。だがその後、教員の1割高い給与水準が廃止されたため、多くの都道府県で残業代を求める訴訟が起こされ、超勤問題として社会問題化した。紆余曲折を経て、1972年に施行されたのが給特法と呼ばれる国立の義務教育諸学校等の教諭等に対する教職調整額の支給等に関する特別措置法だ。これは、教員には超過勤務手当や休日給を支払わずに、かわりに教職調整額を支給するというものだ。教職調整額は俸給月額額の4%、これは1966年度の勤務状況調査で、当時の教員の月平均残業時間だった8時間分の給与に相当するものだ。逆に言うと、教員には8時間を超える分の残業代は一切支払われないことを意味する。昨今、ブラック企業などで採用され、その違法性が指摘されている固定残業代制度のようだ。当時、超過勤務手当や休日給の不支給を決めた理由として、教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務であり、夏休みのように長期の学

校休業期間があるという教員の勤務の特殊性が挙げられた。また、給特法施行と同時期に教員の勤務時間については割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務を行わず、臨時または緊急にやむを得ない必要がある場合に限って時間外勤務を命ずるということとなった。しかしながら、教員の残業の実態は年々悪化を続けており、現在の状況は給特法施行時とはまるで違ったものになっているというものです。

時代と国民のマインドは大きく変化し、学校を取り巻く社会的背景は激変しました。そして、学校に寄せられる期待と業務が過去と比較にならないほどふえ続けているにもかかわらず、教育に携わる教職員の情熱や教育界の伝統とされる献身的教師像を引き継いで、ぎりぎりまで責任を果たそうとする教師の誠実な勤務態度や責任感が変わらないことをいいことに、半世紀近くも問題を放置してきたのは政治、行政の不作为だと私は思います。

どうせ残業代がつかないのであれば、勤務時間を一々把握する必要はないとのあしき慣習が根底にあったと思料されますが、一方、冒頭で紹介したことし4月下旬に文科省より公表された教員勤務実態調査の質問の中で、「毎日の出退勤時刻の管理をどのように行っていますか」との問いに対して、「タイムカードなどで管理職が出退勤を確認している」と「校務支援システムなどICTで出退勤の時刻を記録している」との回答の合計が、小学校では22.7%、中学校では21.1%に上っている事実があります。

また、隣接市である大田原市は、先週8月30日の下野新聞によれば、大田原市小中学校教職員の働き方改革プランを作成し、時間外勤務の25%削減を初め6項目の改善策を設定し、9月1日より実施するとの報道がなされています。さらに、同

日の一般紙各紙には、文科省の諮問機関である中央教育審議会がタイムカードや校務支援システムを活用して勤務時間を客観的に把握することなどを求める緊急提言を発表したと報じられています。その提言の前文には、今できることは直ちに行う認識が必要と書かれています。

また、本市においても、本年度よりNPOに移管となった放課後児童クラブの職員の勤怠管理にタイムカードが導入されたと聞いております。これはちょっと裏はとっていないので、間違っていたらごめんなさい。

前置きが長くなりましたが、改めてお聞きします。勤務実態を正確に管理することで過重労働がすぐに改善されるわけではありませんが、長年のずさんな管理システムが公立小中学校教職員の長時間勤務の一因であることに異を唱える人はいないと思います。勤務実態の適切な把握が教職員の働き方改革にとって最優先課題の一つだと思いますが、いかがお考えでしょうか、お願いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 今、議員おっしゃったとおり、教職員、特に教諭につきましては教職調整額ということで、本俸の4%を充てることによって、超過勤務は限定的にしか命じられないというような制度になって、ずっときているわけであります。ですので、ある意味、意識の中にきちんとした勤務管理が長年にわたって学校現場で少しおろそかになっていたということは、これは否定できない事実であろうというふうに思っております。

ですので、私も今回このような形でというか、国を挙げて、まさに学校現場の先生方の働き方について問題視をして改善をしていこうというような機運になってきたことは、ある意味学校現場としては救われるところではないのかなというふう

に思っております。

もともと教育というのは、雑誌などにも出ているかもしれませんが、無限の愛といえますか、ここまでで終わりというようなことはない仕事、そして人が人を育てるわけですので、人とかかわりの中で育てていくということでありますので、ここから先はもうかかわりませんよというふうになかなか言えないという、学校現場の実態も恐らくあったんだろうと思います。

ただそう言っても生身の人間ですので、健康を害してはならないということでございますので、今月、市内に勤務する先生方の勤務実態を把握しますので、10月以降ですが、試行的ではありますけれども、パソコンを利用しました先生方お一人お一人の勤怠管理を実施していくということで現在準備をしているところでございます。

また、勤務時間をなるべく時間外勤務を減らすためには、量的な部分だけでは進まない部分も私はあると思っています。質的な部分につきましても、学校現場で改善できること、あるいは教育行政のほうが見直しを図らなければならないこと、あるいはそういった取り組みについて保護者や地域の方々に理解をしていただくといったさまざまな要素がここにはあると思いますので、単純に量的な規制だけかけてしまったとすると、場合によっては、先生方は平日の勤務は少なくなっても、場合によっては処理し切れない部分につきまして持ち帰ったり、あるいは休日に学校に来るというようなことにもなりかねないわけでありますので、これにつきましては、よく学校現場のほうと協議をしながら、すぐにやらなければならないこと、あるいは中長期的にさまざまな視点から、かかわりのある方々との理解を得ながら進めていくこともあろうかと思っておりますので、それにつきましては鋭意しっかりと対策をとってまいりたいと考えて

おります。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） ここで私は、早急にそういった勤怠管理システムであったり、場合によってはタイムカードのようなものを導入するべきではないかと申し上げようかと思いましたが、今、教育長のほうから、早速そういった形で実現に向けて動いていただけるという話をいただきましたので、正直うれしい気持ちがいたしました。

ちなみに勤怠管理システムというのは、ネットで見るとたくさん何十社も紹介されていて、非常に導入コストもランニングコストもかからないので、そんなに導入するのに当たってハードルは高くないのではないかとというような感じがしています。

ちなみに不幸にも過労で命を落とす教員は少なからずいらっしゃるわけですが、ほとんどのケースで公務災害の認定がスムーズにいかない実態があります。係争に発展することも多々あるそうです。なぜか。何時間働いていたのか、その記録が存在しないからです。正確な勤務実態の把握は、当事者のためだけではない、ぜひそういった視点、発想を持って対応していただければと思います。

次に、労務管理についてお伺いいたします。先ほどの答弁では、有給休暇や代休、振りかえ休日の適切な執行状況について確認をしておりますとのことでしたが、私が直接話を伺った30代の小学校の男性教諭は、休日に事務処理等でたびたび出勤をするそうです。その際、管理職が在勤をしていない場合は、特に自己申告をするわけでもないので休日出勤の事実は把握されていない、同僚についても同様であるというような趣旨のことをおっしゃっていました。

特殊なケースだと信じたいところですが、ぜひ学校と連携をして情報共有と実態の再確認をする

必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほども触れましたけれども、教員の勤務というのは、あくまでも勤務場所だけでは完結しないという、いわゆる教員の仕事の特殊性という部分があるかと思えます。ですので、場合によっては学校以外の部分で仕事をするということもあるわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたように休日に出勤をすることとは、実は時間外勤務につきましては4つの項目についてのみ管理職が命じることができるというわけでありまして、休日に自分の仕事のために学校に行って仕事をするということについては、管理職から休日出勤の命令はできないわけでありまして、ですので、そういった部分につきましては、あくまでも自主的な行為というふうにならないを得ない。ただ、それを全く見逃しているというか、知らないままにしておくということは、これは適切なことではないというふうに私も感じております。

ですので、こういった部分につきましても今後しっかりと、管理職におきましては個々の教職員の勤務実態の把握というのは、今後しっかりとまずはしていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように、10月からはきちんと管理をしていくというようなことを、まずは徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 引き続きよろしくお願いたします。

労務管理についての質問の続きです。各学校の現場の具体的な職責別の有給、代休等の取得状況がおわかりであれば教えていただきたいと思ます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 職種ごとの有給休暇の取得率ということでございますのでお答えいたします。

まず、管理職ですが、校長ですが、昨年度でございますけれども61.9%、教頭で58.9%、教諭で67.5%、養護教諭で74.6%、事務職員で64.2%、全体的にならしますと、67.0%という数字があります。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 今の数字は、いわゆるそれぞれに付与されている有給の総数に対しての取得率ということでよろしいでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 付与日数に対しての取得率ということでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 私は、多分2割とかそんな数字を予想していたんですけれども、非常にびっくりしたのが実感でございます。

先ほど休日出勤の件数なんかもお話ししましたが、ただ代休とかは当然休日出勤をしてい

ればとる権利があるのかなと思いますけれども、休日出勤していることさえが把握されていないのであれば、本来とるべき代休がとれていないなんていうケースが、場合によってはあるのかもしれないなんていうのは思っています。

それは置いておいて、どちらにしても職員のモチベーションの向上のためには、公平公正な労務管理が欠かせないと思います。もし不十分であれば、市が主導して共通のルールのようなものをつくったらどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まず、年休の取得なんですけれども、学校現場の職員の特殊性というんでしょうか、特に担任を持った先生方につきましては、その先生が平日にお休みをとるというふうになりますと、受け持っている子どもたちを誰かほかの職員が見なければならぬということが起こってまいります。当然のことながら、学校現場には潤沢に先生方が配置されているわけではございませんので、当然それぞれの先生方に与えられた用務がある中で勤務をしているわけでありまして、その先生がいなくなることによって誰かがカバーするというようなこと、学校全体としてカバーするというようなことが起こってくるのが背景にありまして、これは決していいことではないわけでありまして、正直申し上げまして、平日に年休を取得するというのはなかなかとりにくい現場であるということは、正直、私も認めております。

その分、子どもたちが登校していない長期休業中等であれば、比較的年休が取得しやすいということですので、そういったところでまとめて休暇をとるような努力はしておりますが、と申しましても長期休業中であっても、先生方はそう

いった時期を利用いたしまして研修とか、さまざまな別な用務が入ってくるというような実態がございます。ちなみに長期休業中であっても、先生方にとっては勤務日でありますので、自由に休んでいるというようなことではないということは、ご理解いただければありがたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 承知をいたしました。引き続きしっかり市と学校と連携をして、実効性のある労務管理が行える環境を整えていただきたいと思います。(1)の質問はこれで終わります。

続きまして、(2)長時間労働解消に向けた負担軽減施策について再質問させていただきます。

文科省の教員勤務実態調査の質問項目の中に、業務内容別の学内勤務時間（平日）という項目があります。それは、1日のうち業務内容別に費やす時間を記入するというものですが、業務内容の数が授業から始まり、職員会議など25種類もあります。いかに今の先生が忙しいかを物語るものだと思います。

特に近年、たびたびメディアでも話題になってはいますが、部活動の指導に費やす時間が以前と比較すると格段に増加をしています。そもそも部活動は、教員が必ずしも指導の義務を負うものではないという考えもあるようですが、実態は、約66%の中学校が全教員が顧問になることを原則としているそうです。

本市はどういう状況であるかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 部活動でございますが、これは教育課程外の活動というふうに位置づけられておりまして、生徒の自主的、自発的な活動というふうに一応位置づけられておりますけれども、学校管理下での活動でございますので、先生方が

必ず何らかの形でかわりを持つというのが現実でございまして、本市におきましても、中学校におきましては原則的には、どの子も何かの放課後の活動には参加をします。したがって、そこには指導に当たる教員が必ずつくという形になっております。

なお、小学校につきましては、本市におきましては、勤務時間までの間はスポーツ活動、部活動という形の位置づけ、勤務時間後につきましては、いわゆるスポーツ少年団活動という形で使い分けをしておりますが、やはり何がしかの事故があったときの管理責任というものが当然のことながらついて回りますので、そういった部分につきまして、先生方がかかっているというようなことが現状でございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 承知をいたしました。

文科省は学校の教員の負担を減らすために、外部人材でも部活動の指導ができるように学校教育法施行規則を改正し、ことしの4月1日から部活動指導員を制度化いたしました。来年度予算の概算要求にも部活動指導員配置促進事業として計上されております。適切な練習時間や休養日の設定など、部活動適正化を進める自治体を対象に外部指導員配置の費用を補助するものです。

本市としても教員の負担軽減のために積極的に制度を利用する必要があると思いますが、任用に向けてアクションは起こされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃるとおり法改正もございまして、しっかりとした形で道づけられたということで大変よいことだというふうに思っております。ですので、こういった制度を活

用いたしまして先生方の負担の軽減というのは、ある一定の効果が私はあるのではないのかなと思います。

ただ問題は、そういう制度ができて、そこにかかわる人材をどう確保するかというのが、これが非常に現実的に大きな問題になってくると思いますので、これらにつきましては、当然のことながら前向きに検討していくわけでありませうけれども、当座は先生方が適切な部活動を運営するために、休養日をしっかりとるということをまずは進めていければいいというふうに思っております。

中学校につきましては、実はこの4月から広域的に那須地区2市1町の申し合わせ事項といたしまして、第3日曜日、家庭の日は部活動はお休みしましょうと、このようなことから始めましょうというようなことでスタートしておりますが、中学校体育連盟、県の中体連のほうの申し合わせであるとすれば、第1日曜日もお休みをしましょう、週一はお休みをしましょう、あるいは小学校につきましては、未来に羽ばたけという那須地区全体で申し合わせてつくっておりますスポーツ少年団のあり方についての部分でも、小学生であるとすれば週3日程度の練習日が望ましいと、そういったルールがもう既にあるわけでありませうので、学校現場としても広域的に、みんなでこのルールを守っていくというようなこと、すぐにでも取りかかれることではないのかなと、その上で議員おっしゃったような外部の指導者の導入というものも当然考えていかなければならない、こう思っております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 人材がという話がありましたが、たくさんふさわしいような人材が埋もれているような気がしますので、ぜひ並行してそういった人材、人材バンクのようなものを活用する

のも一つかと思えますけれども、並行して進めていただきたいと思えます。

今の答弁でもありましたけれども、毎月の定時退勤日の設定であったり、第3日曜日には部活動を行わないという指導をされているということですが、さてそれが実際に実行されているのかどうか、市として結果を把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 第3日曜日の家庭の日はお休みをしましょうというのは、かなり徹底、実践されてきているなというふうに思っております。また、月一度の定時退勤日、これは学校の実情に合わせて、市内統一して例えば第3週の水曜日とか、あるいは金曜日とかということは特定せずに、それぞれの学校に応じて、この日を本校としての定時退勤日として決めるというふうにして実施をさせていただいております。この辺につきましては、冒頭申し上げましたように、警備の記録のほうから教育委員会としても確認をしているというようなところでございますし、校長会議のたびに、このことにつきましては私のほうから直接、校長先生方をお願いをしているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 引き続き実効性をしっかりと高めるような方向で指導していただければと思います。

あと定時退勤日、月一ということですが、月一というのは余りにも少ないというか、せめて週一とかにはならないものなんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 私もそうあってほしいと

いうふうに思いますが、いきなりそういった量的な規制をかけますと、業務内容の精選というんですか、改善を図ることを同時に進めていかなければ、私はどこかで先生方は仕事をしなければならない時間をつくらざるを得ないというふうになってくるんだろうと思います。そういった意味で早く帰った分、実は家庭のほうで学校にいたと同じような事務処理をしなければならないということも起こり得ることになってくるのではないのかなというふうに思いますので、その辺につきましては、しっかりと学校のほうと協議しながら、質的な部分についても早急に改善を図っていかねばならないと、こう思っております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 承知をいたしました。将来的にはそういった週一ぐらいでしっかりと帰れるような体制づくりができればいいかなというふうに思います。よろしく申し上げます。

それで、教員の負担感の強い業務の一つとして給食費等の未納金の徴収があります。文科省から昨年6月に出された学校現場における業務の適正化に向けてという書面の中に、学校給食費を公会計化し、徴収、管理等の業務を教育委員会や首長部局に移行した自治体においては、教員の時間的かつ精神的な負担が大きく減少しているほか、一般会計に組み入れられることにより会計業務の透明性が図られるとともに、年間を通じて安定した食材調達等が可能になったなどの効果が報告されていますと記載されています。

本市においても給食費の滞納者は100名を超えておるかと思いますが、負担軽減のためにも公会計化を検討する必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まず、給食費ですが、これは既に公会計の扱いとなっております。また、現在は口座振替の手続をとっておりますので、先生方が直接給食費を現金で扱うというような事務処理は、現在学校ではありません。

また、滞納等につきましては現在のところ、学校と協働して処理を対応している現状にあります。これにつきましても教育委員会が一括をして給食の経理ができるシステム、給食費収納管理システムと言いますが、これも国で恐らく言い始めている部分だと思いますが、これにつきましては、本市におきましては既に準備に取りかかっておりまして、できれば平成31年ぐらいから、これが運用できればいいというふうに担当と検討しているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 承知をしました。私ちょっと認識不足で申しわけございませんでした。

あといわゆる負担感の強い業務の一つに、いわゆるクレームの対応というのがあるかと思いますが、私が直接お話を聞いた40代の、この方は小学校の男性の教諭の方ですが、深夜であったり休日であったり、直接携帯に電話がかかってくる。そういう対応をすることがたびたびあるんだというようなことをおっしゃっていました。さまざまその理由はあるんだと思いますけれども、仮にその先生が1人でそういったものを背負っているのであれば、非常にこれは酷な話だなとは思いましたが、いわゆるクレーム、さまざまなクレームがあるかと思いますが、そういった件数であったり、内容であったり、そういうことについて学校と情報の共有というのはされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まず、児童生徒指導上のさまざまな問題等につきましては、決して学校だけにお任せしているわけではありまして、教育委員会の生徒指導担当の指導主事、2名おりますけれども、この2人が本当に夜遅くまで学校と連携をして対応して事に当たっているという実態を、まずはご紹介させていただきたいと思っております。

また、クレームというのはちょっと言葉がきついかもしれませんが、さまざまな形の相談を受けるということは、学校現場ではよくあることであると思っております。ただ、その相談を受ける時間帯が、議員ご承知のとおり、今多くの保護者の方々はご両親もお仕事を持っていていらっしゃいますので、勤務が終わってからということになりますと、勢い6時、7時、8時と、こういうような時間帯になってくると。そういう時間で相談を受けなければならないこともある。緊急を要するようなものにつきましては相談を受けたり、あるいは場合によっては家庭訪問するとか、そういったことが学校現場では少なくないというような実態であることもご理解いただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） わかりました。とは言っても放っておけない現場では、個々人の教師にとっては非常に深刻な問題を抱えている方も中にはいるかもしれないので、その辺のケアをしっかりしていただければというふうに思います。これで(2)の質問は終わらせていただきます。

次に、(3)メンタルヘルス対策について再質問させていただきます。

最初のご答弁で、全ての学校でストレスチェックを実施しているとのことでしたが、専門医師との面接が必要と判断された職員は何名いたのか、もし把握されているようであれば、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） ストレスチェックでございますけれども、昨年度から実施をいたしております。その中でいわゆる高ストレスというふうな判定を受けた教職員は、市全体で27名、昨年度おりました。全体のうちの4.6%というふうな数となっております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 本市において、いわゆる鬱病などの心の病で休職中の教員の人数、これをもし把握されているようでしたらお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 現在、本市にはおりません。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） わかりました。それは非常にいいことだと思います。

一方、市内のある中学でこの4月に新任として配属された教師が1カ月程度勤務ただけで退職をしています。相当な精神的、肉体的負担及び苦痛があったと思料されます。退職した理由等は把握をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 議員、今おっしゃったようなことは実際に起こりました。ただ、これにつきましては個々のさまざまな事由がありますので、必ずしもその職場がどうこうという部分ではないのではないかなと思います。ただ先生になるために大学で勉強してきている中では、実際に学校現場での勤務、授業するあるいは授業のための準備をする等のほかにさまざまな用務があるという

ようなことについては、なかなか理解できないというようなことも若干あるのではないかなと、そんな気もいたします。そういう中で4月から現場での仕事が始まったというようなことの中で、残念ながら今回そんなことがあったということは、私としても大変残念だというふうには思っております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 本当に非常に不幸な出来事だとは思いますが、何か今後そういった防止策というか、そういったことを例えば学校と共有して対策を講じられているのでしょうか、もしくは今後そういった対策を講じる予定があるかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） このケースにつきましては、細かな部分について触れますと個人の問題になってしまいますので触れられない部分もありますが、決して学校におきまして、その先生を1人にさせていたわけではありませんので、当初からさまざまな形で相談を受けたりしながら、かかわっていたということだけは、しっかりと話をしておきたいというふうに思っております。

冒頭申しましたとおり、教職教科に係る部分で必ず管理職は年度初めに、それから年度途中に、そして年度末に必ず一人一人の教員と時間をかけて面談をする、そういった機会もあります。また、多くの学校では学年単位あるいはブロック単位で先生方がしっかりとコミュニケーションをとっておりますので、そういう中で細かな部分についてはさまざまな形で相談したり、相談を受けたりというようなことは市内の各学校においてはできているのではないかなというふうに思っていますし、今後さらにそういった体制はしっかりと堅持して

いていただきたいというふうに願っております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） ぜひ今後はそういったことがないように、しっかり対応していただければと思います。

全国では毎年5,000人を超える教師が精神疾患で休職に追い込まれております。新規採用の若手教員では、条件採用期間中に病気で離職した教員のうち9割以上が精神疾患によるとのデータがあります。また、精神疾患で休職中の教員の約半数が所属校に配置後2年以内に休職に至っているとのデータもあります。転任、新任教員に対しては、市としても学校と一体になって格段の配慮をするべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 学校現場の抱える課題というのはたくさんありますし、またそれが非常にきめ細かな指導を求められる状況に年々なっているなというふうに思っております。そういった部分にそれぞれの先生方が対応していかなければならないという大変厳しい部分もあるというふうに私どもも認識しております。ですので、そういったものにつきまして決して1人では抱え込まない、そういうような体制づくり、これはどこの学校に行ってもでき上がっているだろうというふうに思っております。

ですので、今後ともメンタルヘルスケアにつきましては、管理職がしっかりとした考え方のもとにこの体制をしっかり整えていくこと、これはぜひ続けていきたい、さらに強化していきたいと、こう考えます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 承知をいたしました。ぜ

ひ教育長のリーダーシップで働きやすい職場環境づくりを引き続きお願いしたいと思います。(3)番は以上で終わりです。

(4)番の学校課題の共有化及び県・市との連携については冒頭お答えいただきましたので、特に再質問はございません。

最後になりますが、次代を担う子どもたちの教育に携わる小中学校の教職員の方々が健康で人間らしく働くための働き方改革は、市の将来のためにも大変に重要であります。幸い国もここに来て大きくかじを切ろうとしております。我々も市民として問題意識をしっかりと持ち、見守り、協力し、また監視をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上で質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 教育長。

○教育長（大宮司敏夫） すみません、最後に大変今回こういった形で質問を受けさせていただきまして感謝申し上げますが、一言だけつけ加えさせていただきます。

実はこの問題につきましては、8月中に市のPTA連絡協議会のPTAの会長さん方との懇談会がありまして、その折でも実はPTA会長さん方からもご心配のお声をお聞きいたしました。当然のことながら、この教職員の働き方改革につきましては、先ほど申し上げましたように学校、教育委員会だけではなくて保護者や地域の方々の理解を得るということが大切だと思っておりますが、特にPTA会長さん方からは協力すると、そんなふうな話もいただきましたので、ぜひ連携していきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 以上で3番、田村正宏議員の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 星 宏 子 議 員

○議長（君島一郎議員） 次に、8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） こんにちは。8番、公明クラブ、星宏子です。

通告に従いまして、市政一般質問を始めます。

1、AEDのさらなる設置と普及について。

公共施設においてAEDの設置が進んでおりますが、夜間や休日閉館時は利用できません。そのため24時間営業しているコンビニに設置ができないか提案もしました。

自主防災組織や自治会などでAED講習会も盛んに実施されるようになり、使用方法もわかるようになっていても、いざというときに施設が閉まっただけでAEDを使えないことにより命を落とす懸念があります。市内には公共施設のほかにAEDを設置している民間の施設や事業所もあることから、以下についてお伺いいたします。

(1)公共施設のAEDの屋外設置についてお伺いいたします。

(2)経費節約のためにAEDつき自動販売機の無料レンタルを公共施設に設置する考えがあるかお伺いいたします。

(3)民間施設が所有するAEDをお客様以外の市民への貸し出しについて連携する考えがあるかお伺いいたします。

(4)AED設置個所が一目でわかるマップの作成についてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 1のAEDのさらなる設置と普及について、順次お答えいたします。

初めに、(1)の公共施設のAEDの屋外設置につ

いてお答えいたします。

市内の公共施設には97カ所にAEDが設置されており、その全てが屋内の設置となっております。AEDの屋外設置につきましては、機器の維持管理や盗難対策等の課題がありますので、現在、庁内において市有施設全体での設置のあり方、屋外設置の考え方について整理しているところでございます。

次に、(2)の経費節減のためにAEDつき自動販売機の無料レンタルを公共施設に設置する考えがあるかについてお答えいたします。

現在、公共施設へ設置済みのAED97台のうち95台は買い取りにより設置しており、今後、更新の際には設置費用やメンテナンスの容易さなどを比較して、有利な方法を選択していくことになります。自動販売機設置に伴う付帯サービスによるAED設置につきましては、その中の一つの方法として調査研究してまいりたいと考えております。

次に、(3)の民間施設が所有するAEDをお客様以外の市民への貸し出しについて連携する考えがあるかについてお答えいたします。

民間施設が所有するAEDにつきましては、一般財団法人日本救急医療財団のホームページに設置状況が公開されておりますので、それらの情報の効果的な利用と民間施設との連携について研究してまいりたいと考えております。

最後に、(4)のAED設置個所が一目でわかるマップの作成についてお答えいたします。

公共施設に設置されているAEDにつきましては、既に市のホームページに設置箇所の一覧表と地図情報を掲載しております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それでは、順次再質問させていただきます。

(1)番、AEDの屋外の設置についてなんです、先ほどご答弁いただいた中に盗難対策と維持管理についての課題を検討しているということですが、最近ふえてきました屋外にあります収納ボックス、そういったものに収容して屋外設置をしている施設もふえてまいりましたが、こうした屋外設置ができる収納ボックスの設置については検討されているかどうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 屋内設置の場合の収納ボックスの関係でございますが、私どものほうで検討を進める中で調査をした中では、いわゆるスタンダード型の自立式というんですけれども、そこら辺の金額と、それから壁掛け式のタイプと2つありまして、若干金額の差とかございますので、検討会の中では、そのほかにボックス以外にもボックスを設置するとなると電気代とか、それから電源がもしなかった場合は電源の工事が必要であったりとか、あとは盗難防止のための保険の加入、そういった諸経費がかかるとか、そこら辺も調査しておりますので、検討の中ではそういったことも含めながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。

今、諸経費も含めての計算をされているということなんです、およそどのくらいの費用になるかはわかりになったらお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） さまざまな会社があるかと思うんですけれども、私どものほうで把握しているのでは、ボックスの立っている自立式

というものについては、大体、諸経費を除いてですけれども27万円程度、それから壁掛け式のタイプですと11万7,000円程度、約12万円といたしますか、そこら辺になると把握しております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。自立式だと27万円からということで、それ掛ける97台分、もし全部室外にすると97台分必要になるというふうになるかと思えます。

まず、そうした設置費用がかかるのもそうなんです、以前に私はAEDの質問をさせていただいたときに、やはり24時間ということを考えましたら、室内にあるとどうしてもガラスを割って入らざるを得ないので、その場合はどうしようということを経験した場合、割ってもいいよというようなご答弁もいただいたこともありました。

そういったことも含めて、例えば身近なところで言いましたら、皆さんがわかりやすいのは多分小学校とか中学校になるかなとは思いますが、施設が閉館されているときに、いざ取りにいくといったときに、ガラス窓を割ったとしても職員室のどこにあるのか、例えば玄関先にあるのか、それともロッカーの中にしまっているのか、どこにあるのかわからないと、やはり取りようもないものですから、そういったものも含めまして、例えば窓ガラスのところに設置場所とか、そういったわかりやすいように表示した上で、割ってもいいよというような共通認識の中でやっていくような形で、やはり防犯上のことも考えられますので、そういった場合には防犯カメラか、またはドライブレコーダー的なものを映像として残していくようなものが必要になってくるのかなと思うんですが、そういった対策も含めてどのように対策を今後考えていったらいいか、その部分も含めて検

討されているのかどうかもお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 検討の中でご質問いただいた点を進めているかということなんですけれども、一応ことしの2月に第1回の検討会を庁内でやったんですが、今後また近々やる予定でおります。それで今ご提案いただいたこととか、そこら辺を具体的にその際の検討事項に入っていたかどうか、ちょっと私まだ把握していないんですけれども、当然国のほうでもガイドラインを示していて、誰もがわかりやすい場所に配置することというものを示しております。利用するには当然のことなのかということがありますので、今、議員のほうでご提案いただいた点なども今後の検討会、もし庁内でまだ検討していないことがあれば、そこら辺を含めながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひご検討をお願いいたします。

それと、あと市有施設全体での設置のあり方を整理しているというご答弁をいただきましたが、その中でどのような意見が出されているのか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 検討会の中での意見はどんなものが出ているのかということなんですけれども、やはり盗難対策のことであつたりとか、あとは設置場所の関係、単に学校といいますが、体育館であつたりとか、教職員室のあるところであつたりとか、いろいろなところがございますので、そこら辺の設置場所の関係とか、そんな

ところが出てございます。とりあえず市としてのAEDの配置基準といいますか、そこら辺を定める必要があるということで検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。

AEDの配置基準を決めるというのはとても大きな前進の一歩だと思いますので、ぜひよろしく願います。

施設の盗難対策と設置場所の関係ということで、学校でいえば体育館か職員室にするかどうかというお話も出たということでしたが、まず、AEDの適正配置に関するガイドラインという部分の中では、室内配置方法として指摘しているのは、例えば学校の中でいえば保健室よりも運動施設への配置は優先すべきというふうに書いてございました。そういったところといいますと、やはり運動施設というグラウンドになるかと思うんですが、そこはやはり室外ボックスというふうになると思いますので、AEDの市で定める配置基準の中でもししっかり、どこに検討すべきか、一秒一刻を争うということを考えたときに、室内に置いたほうが有利なのか、それとも外に設置しておいたほうがいいのかというのをよくご検討いただければいいのかなと思います。

それと、その整理という部分で施設の整理、市全体の公共施設の中でAEDを設置してある公共施設というのがあると思いますが、その中の施設の中での整理というものの見直しはされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 今現在97カ所に設置をしているというふうに先ほどお答えしたんで

すけれども、その設置場所そのものについての見直しということはしているかということだと思んですが、そこら辺については、これからということになるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 今回この質問をするに当たりまして、改めて市のホームページから市のマップ、AED設置状況のほうを確認させていただきましたが、やはり公共施設の中でも未設置箇所というのが数カ所ございました。うちの近所で言いましたら南公園げんき広場、あと塩原の運動公園、また児童クラブは基本、公民館の敷地内だったり、または小学校の敷地内だったりということで、そちらのAEDを使えばいいと思いますが、そこから外れたところにあるそれ以外の児童クラブ、そこは掲載をされていなかったものですから、適正配置基準の中にもしっかり含めた上でご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 具体的な場所の指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。今後の検討会の中でぜひ生かさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 続きまして、(2)番の質問に移ります。

経費節約のためにAEDの無料販売レンタルということで設置のことを先ほどお聞きしたんですが、例えばAEDの自動販売機の無料レンタルというのはメンテナンスサービスなどもついておりますので、これを利用客の多い施設の中に設置を

して、現在室内にあるものを自立型ボックスに入れて室外へ置けば、例えば運動公園だった場合、管理棟とか体育館、外のグラウンドと一緒に出せば施設は2カ所になるということになりますけれども、そういった配置の方法というのも考えられると思いますが、市のほうではどのようにお考えになるかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 今現在、屋内に設置しているAEDの無料のサービスがついている自動販売機の設置による方法かどうかということなんですけれども、自動販売機にAEDが附帯されているものにつきましては、いろいろやはり難しい問題がございます。実際ネット等で調べてみますと、AEDがついている自動販売機があるけれども、屋外設置についてはご相談とあったりとか、あとやはりそのものが無料レンタルということになると、法の規制をクリアしなければならなかったりとか、そんなところがあるのと、あとは議員のほうでもおっしゃったように売り上げとの兼ね合い、そういったところで、方法としては本当に費用的に節約できる場所なんですけれども、難しいところがあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） このAEDつき自動販売機の無料レンタルの設置につきましては難しいとのご答弁をいただきましたので、検討の中で代用できるようなものがありましたら、利用者の多い施設においてぜひ検討していただきたく、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、(3)番です。民間施設が所有するAEDをお客様以外の市民に貸し出しということで今後研究していくということのご答弁をいただきましたが、こういったAEDを設置する事業に関しまして、先進的な取り組みをやっております三島市の取り組みですか、この三島市におきましては、あんしんAEDステーション事業を行っております。市内にあります事業所に自主的にAEDを設置していただきまして、その施設を利用される方の安全確保や施設周辺で重篤な傷病者が発生した場合には、救急車到着まで設置してあるAEDを使用して救護していただくためのものです。

日本救急医療財団のホームページを参考にしながら、やはり那須塩原市にもたくさん事業所がございますので、新たにAEDを設置していただけるように、こういった三島市のようなAEDステーション事業への協力を呼びかけながら、那須塩原市も安心して使えるようなシステムをつくってはどうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 今、議員のほうから三島市の例を出していただいたんですけども、私も救命の点からいえばAEDの設置というものは不可欠なものなので、多くあればこしたことはないと思いますが、ただ経費のほうがかかりますので、そこら辺のバランスでほかの自治体はどん

なことをやっているのかなとって、あくまでもネット上でございますけれども、今の三島市以外にも何か所かしか探せなかったんですが、まあまあ数の自治体が、今おっしゃったような手法でやっているところがございます。

それで、うちのほうでもそういった手法もあるなどというのは認識したところでありまして、あとは国のガイドラインをつかった財団のほうの登録をしている業者さんというのは、本当に住民の方に利用してもらうことを前提に登録をしているということなので、そこら辺をまずは現実的などころでは活用できるほうがいいのか、あとは議員のご提案については次の段階なのかなと思って、そこら辺も含めて検討会のほうで検討できればよろしいかなと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひご検討をお願いいたします。

こういった事業の中でも、やはり市民の方がこの事業所は参加をしてくれているのかどうか、AEDがあるのかどうかというのがやはりわかりやすくしていただいたほうが良いと思いますので、AEDあります的な、こういった標章プレートを窓に張って、事業所の見えるところ、通りのところに張っていただくと、あっここにAEDがあるというのがすぐに、一目でわかりやすいですので、そういったことをやることによりまして、事業所と市のイメージアップにもつながると思います。

やはり市民の命を守る意思を表示しているというふうにも受け取られますので、そういった意思を表示しているということで、経費がかかるということは先ほどご答弁をいただいたんですけども、改めてAEDを買って、事業所に置いてくださいと市が買い上げてをお願いをするのではなく、

協力をお願いして事業所のほうにAEDを設置してくださいということをお願いして、協力いただけるところにプレートをつけるということです。経費的にはそれほどかからないと思いますが、そういった取り組みに対しても検討委員会のほうでご検討いただけますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） これからの検討委員会の中では、やはり検討するに当たっては那須塩原市のAEDの設置のあり方というところを検討していくことになるかと思えます。先ほど申し上げた基準を定めるということも含めて。それに当たっては、やはりほかの自治体等の事例なんかも調査研究する必要が出てございますので、この場ではプレートについて必ずやるとかそういうふうには申し上げられないのですが、検討の中で進めることになるかと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解をいたしました。ぜひよろしく願いいたします。

日本救急医療財団のホームページのマップに設置状況が色分けをして、マップでここにありませうということが明確にわかるようにマップができているんですけども、このAEDが置いてあるマークのところの色がついているんですね。それが4段階の色になっていました。精度A、B、C、Dと4段階になっております。Aが一番安全ですよということで新規に設置をしてから2年の間、黄色が2年から4年、赤が4年から6年、グレーが6年以上ということで色分けをされているんですが、那須塩原市のマップを見たところ、赤が一番多かったように見受けられました。

そういったところも含めまして、このマップを利用しながら、またこれも検討委員会でのこれからの取り組みになっていくのだと思いますが、ちょっとその考えの一つに入れていただければと思いますけれども、市民団体へ、例えば学校とかでもいいと思います。小学生、中学生対象にしても、また高齢者の方を対象にされてもいいのかと思いますが、まちのAED探検隊的なものを結成していただいて、1年に一度でいいと思います、7月1日がAEDの日と定められているようですので、そういった日なんかを利用しながら、まずマップの精度を上げていくような形での推進、自分たちのまちを歩くことによって、歩いた市民の方も、あつここにあるんだということで身近な設置場所を確認できると思いますので、民間施設のご協力をいただくような形にはなりますが、こういった取り組みも徐々に進めていってはいかがかと思いますがどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） AED探検隊のご提案をいただきました。AEDは、まず設置することがあるんですけども、設置されていても実際活用されなければ意味がないものでございます。それで今議員のご提案の子どもたちも含めて、我がまちにあるAEDの場所を確認するという事業というか、そのご提案をいただいたんですけども、AEDの活用についても、活用するには、やはりどうやって利用するのかということも講習会等を受けている市民の方もたくさんいらっしゃるんですが、そこら辺の活用の仕方を含めた上で那須塩原市としてのAEDの設置、活用についてということも検討の中には入ってくるのかなと思っております。

でも、それにつきましては那須塩原市の庁内の

検討会議だけでは済まないところもありますので、消防等も含めて関係機関、団体の協力とかも得るようになってくると思いますので、先ほど議員さんがまとめてくれたように、検討会の中で検討できればいいのかと思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、(4)番の質問に移ります。AEDの一目でわかるマップの作成なんですけど、先ほどのご答弁の中では市のホームページに掲載してありますということでしたが、見たところ、ほかの表示もたくさん出てフラッグが立っておりまして、AEDだけを探すというのは、ちょっと見つけにくいような状態だったなと感じました。

そこで1つ提案なのですが、長野県小諸市で小諸もろもろマップというものを作成しております。これは用途別にわかるような形で小諸市の中で何がある、かにかがある、例えばイベント情報だったりとか、ここのところは事故が多いよとか、さまざまな情報がそのマップでわかるようになっておりまして用途別になっております。

那須塩原市のホームページにありますのは、公共施設のご案内だったりとか、そういったことがフラッグを立てて重なるように出ています。もちろん延ばせばきちんとわかるんですが、一目でわかるということが大切だと思いますので、AEDのマップというものを取り出して作成できないかどうか、そこも提案をしたいのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 小諸市の事例を上げていただいて、どうもありがとうございます。

今のご提案につきましては、今後の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いいたします。

本当に先ほどご答弁いただいた中でもありましたが、まちの中にAEDをふやすということももちろん大切なことではあるんですが、やはりAEDに一度も触れたことがないと、さわるのも怖いというのが現実あると思います。やはり三島市、先ほど先例事例として上げさせていただきました三島市の課題といたしましては、三島市はもうコンビニエンスストアに設置されておりますし、市内でもかなり多くのAEDを設置されております。その中で、じゃ何が課題なんですかということをお尋ねしたところ、やはり利用できる人をふやすことだ、普及が大切だとおっしゃっておられました。

ということは、やはり先ほどの部長のご答弁にもあったように、AEDの普及講習会をさらに開きながら、使える方をふやしていくということがとても大切なものになってくるのかなと思います。子どもたちも対象にして教室を開いていくということも、家族を守る上で大切な知識となりますし、また、地域間格差のないようなふうにしていかなければならないと思います。

やはりAEDの設置場所、まちの中では多いけれども、山間部は少ないよね、この地域は田舎だから仕方ないよねということではなく、やはりある程度網羅できるような形で、皆さんが共通認識の中でできるような対策というものも大切だと思いますので、そういったことも含めて、ぜひ検討委員会でご検討いただければと思います。

以上でこの項の質問を終わりにいたします。

続きまして、2番に移ります。

2番、女性視点の防災対策の取り組みについて。昨年4月に内閣府が策定した「避難所運営ガイドライン」で、被災者の健康を維持するために避難所の質の向上を目指すとしてあり、避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上に前向きに取り組むことは被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となると明記しています。

避難所の質の向上のためには、女性の視点も活かしていく必要があります。防災対策に女性の視点を反映させるため、地域や企業などの防災活動の中核となる女性防災リーダーの育成が不可欠であり、防災分野でも女性が活躍することが必要であり、避難所での授乳や着がえの問題など細やかな配慮の必要性に気づくことのできる女性ならではの視点を生かしながら、よりきめ細やかな災害対策を進めていかなければなりません。

東日本大震災の女性のための支援に当たられた方の声に、女性特有の健康問題に対する情報提供の少なさや困難な清潔維持。ニーズに合わせた物資の不足などの課題があったということでした。避難持ち出しバッグに入れられるものにもライフサイクルによって必要なものが変わることなど、男性には気づかないことが多くあると思います。

避難所生活の質の向上を図る必要があることから伺いをいたします。

(1)「女性視点の防災ブック」の作成について伺います。

(2)女性防災リーダーの育成について伺います。

(3)避難所に指定されている体育館にテント導入や女性・子どもの居場所づくりについて伺います。

(4)防災意識の普及啓発を図るため避難所運営ゲーム（HUG）を活用し、自主防災組織などへH

UGを普及する考えがあるか伺います。

(5)災害対応型マンホールトイレの設置について伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 2の女性視点の防災対策の取り組みについて、順次お答えをいたします。

初めに、(1)の「女性視点の防災ブック」の作成についてお答えをいたします。

現在のところ、女性の視点に特化した防災ブック等の作成をする計画はございません。

なお、各世帯に配布済みとなっております防災ハザードマップ、その中には災害時の心得であるとか、非常持ち出し品などの情報を掲載しておりますので、防災に役立つつくりとなっております。

次に、(2)の女性防災リーダーの育成についてお答えをいたします。

本市では、地域や職場の防災リーダーとなる人材の育成を目的として、平成25年度から防災士養成事業に取り組んでいるところでございます。受講者の推薦に当たっては、女性の受講を推奨していただきたいということで考えておりますし、お願いをしております。現在までに資格を取得した318人のうち女性が38人ということで、全体の約12%となっているところでございます。

次に、(3)の避難所に指定されている体育館へのテント導入や女性・子どもの居場所づくりについてお答えをいたします。

那須塩原市避難所運営マニュアルにおきましては、女性用の更衣室や授乳場所につきましては、避難所開設時に設置を配慮するスペースとしております。避難施設の更衣室や倉庫等を利用した個室を想定しているところでありますので、現在のところテントの導入については考えておりません。

次に、(4)の防災意識の普及啓発を図るため自主

防災組織などに避難所の運営ゲーム（HUG）を普及する考えはあるかについてお答えをいたします。

HUGにつきましては、カードを使って避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験をして、避難所の運営を学ぶことができるゲームであります。避難所の開設や運営に携わる者にとって大変有効なものと認識しております。

市の職員も県などの研修で体験しておりますし、また、自主防災組織の役員の皆様にも毎年度行われます県主催の自主防災組織のリーダーの育成研修会においてHUGを体験していただいております。

大規模災害による長期避難ともなれば、避難所の運営には地域の住民の参画は不可欠となることですので、自主防災組織や防災資格取得者に対しまして今後も研修会などの受講を促しまして、体験の機会を提供したいと考えております。

最後に、(5)の災害対応型マンホールトイレの設置についてお答えをいたします。

本市では避難所のトイレが使用できない場合や数が足りない場合の備えといたしまして簡易トイレを備蓄しております。さらに不足するような場合、また避難所開設が長期に及ぶような場合には、可搬式の仮設トイレの設置により避難所のトイレを確保することとしておりますので、現在のところ災害対応型のマンホールトイレ設置の具体的な計画はございません。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それでは、順次再質問させていただきます。

「女性視点の防災ブック」の作成ということで、考えがございませんという今ご答弁をいただきましたが、市の防災ハザードマップを見ますと、非

常持ち出し品のものが詳しく出ております。これが配布されたときに、私もこれは役立つ情報だなというふうに正直そこは思いました。

親切だなと思ったのですが、やはり女性視点ということで考えたときに、ちょっと川崎市なんです、作成している女性のための防災ブックというものがホームページに掲載されておりましたので、こちらをよく見てみましたところ、年代によって、やはり持ち出し物も違うんですね。また、対処の仕方も違います。本市の持ち出しリストでは、やはり足りないものもさまざまございました。

もう少しやはり研究したほうが、これでいいんだということよりも、年代別となるとなかなか大変かなとは思いますが、もう少し検討されたほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 川崎市の例を今お示しいただいたところですが、確かに議員おっしゃるとおりいろいろな形で災害時に持ち出すものというのはそれぞれ違ってくるといふふうに認識をしております。

今後、防災に関する周知啓発の資料等を作成する際に、やはり女性の方の意見、こういった考えで整理したほうがいいのか、こういった持ち出し物を準備したほうがいいのか、もちろん年代別のものとか、そういった意見をぜひ参考にさせていただいて、誰もがやはり利用できるような、例えば男性の視点でも女性の目で見るとこういうことを訴えているんだなというのが理解できる、男女共同参画的な部分も含めて総合的につくっていくのが、より効果的かなというふうには認識しておりますので、ただいまいただいた意見については、今後参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願ひいたします。

例えばこういったハンドブックを作成して女性の方に全部配布するとなると、これもまた経費もかかってくると思いますので、ぜひ検討の中に出て、いざつくるよとなったときには、まずはホームページでいいと思います。ネットの中でまたアプリとかで紹介をさせていただいて、できれば独身用、子育てママ用、シニア用というような形で、生活を支える女性のために防災ブックといいですか、そういったものを作成してホームページで紹介をさせていただいて、そこで反響を見た上で、やはりハンドブックをつくったほうがというお話になったら作成の方向に検討していただければと思いますが、いかがでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 今ご提案のありました一つの案を作成した後、ホームページ等で情報をいただくというようなことも確かに今後こういった資料をつくる上での大切な参考になる部分になるかと思っておりますので、今後作成するに当たりまして、その辺も含めて検討の材料にしたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願ひいたします。

続けて、(2)番と(3)番は関連しているので一括で質問をいたします。

女性防災リーダーの育成についてお伺ひをいたしました。防災士の資格を取得した女性は38名で全体の12%ということでした。女性の防災士に市はどのような役割を担っていただきたいのか、もしお考えがありましたらお伺ひをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） まず防災士ということで、やはり最初の答弁にもありましたように防災に関して地域、また例えば職場であれば、そういった中でリーダーとして一定の資質を身につけた上で有事の際、何らかの形をリーダーとしてとってもらいたい。また、ふだんの生活の中から災害に対する知識等について、やはり周りの方にどんどん情報を広げてほしいというのが、まず一つの狙いがございます。

そういった中で、女性のリーダーに対する市として求めるものということなんですが、基本的な資質を身につけた上で、やはり女性の視点で災害時にはこういう対応をしたほうがより安全性があるとか、特に避難所運営の中で、女性の視点で運営に当たってのいろいろな意見をいただくとか、リーダーとしての資質をぜひ発揮していただきたい、そういうような狙いを私どもとしては考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 避難所の中で女性のリーダーとして活躍をしていただきたいというご答弁をいただきました。防災士として災害について学び、地域に減災・防災を伝えて広めてほしいということも部長のほうからお話もありましたが、やはりこれはとても大切な役目になります。いざ災害が起きたときに避難所の運営にやはり女性が携わるということはとても大切で、今までは女性はむしろ炊き出しというほうが中心になって、運営というのは男性中心だったかと思っております。

小さなお子さんを連れたお母さん、ママたちは周りに迷惑をかけているのではという、そういった気兼ねから、不足している救援物資があっても言い出せなかったり、または介護にかかわる方も

同じです。男性の役員の方には相談しにくいものもたくさんございますので、やはり3.11で避難された、それは女性の方のご意見でした。

そこで、避難所の中に女性の運営リーダーが存在すれば、やはり相談もしやすくなりますし、細かい配慮にも心配りができます。各小中学校の避難所に指定されておりますが、各小中学校が一番避難所としては利用されやすいかと思えますけれども、そこに自治体として運営主体となる構成メンバー、自主防災組織だったりとか、さまざまなグループがございますが、必ず女性の方も複数人含まれるように、例えば地域や自主防災組織に働きかけていただいて、防災士の資格取得と防災に関する会議などには入れていただくように、市からももう少し積極的な働きかけということも必要ではないか考えますが、今後の考えをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 今ご提案がありましたとおり、やはり仮に避難所に入らざるを得ないようなケースには女性の視点というのはやはり欠かせないと思っております。また、避難所を運営するに当たって自主防災組織のリーダーの方々とか、やはり全体を取りまとめるような地元の方というのがもちろん必要になってまいります。市としても避難所の運営に当たる職員はもちろんいるわけですが、そういった中で女性の方の視点をやはり生かしながら、避難所の運営というのは重要になってくると思っておりますので、今後いろいろな機会に研修等がございますので、そういった中で、女性の方の参加について積極的にかかわっていただくようお願いをしていきたいというふうに考えます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いたい

します。

そこで提案になりますが、女性の防災士、また婦人防火クラブ、民生委員さん、また自主防災組織の女性の役員、学校の先生、その他避難所の職員、行政の防災担当、女性の職員など女性の防災会議とか研修会を開き、リーダーとして育成を図るというのはいかがでしょうか。

女性防災会議と称されるかと思いますが、そういった設立の提案をさせていただきたいのですが、こういったお考えもございますか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 女性防災会議ということで、女性の方々の集まりの中で防災をメインにいろいろな研修を積んでいただくというようなこともあろうかと思いますが、正直今の段階で、そのような組織を立ち上げるというような計画は持っておりません。

今度の土曜日ですか、婦人防火クラブ等が防災ということで黒磯公園のほうでいろいろな活動、訓練を行うということもあります。そういった中心になって動いている方々ともやはり今後情報交換をしなければならないと思っておりますので、今後必要に応じて、ただいまの提案については検討をしていく必要があるかというふうには考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ経験豊かな婦人防火クラブの諸先輩の方々のご意見などもお伺いしながら、女性リーダーとして育成ということがかかわっていけるような、またそうしたことによりまして女性防災士ということも生きていくと思いますので、ぜひよろしく願います。

また、テントのお話に移らせていただきますが、

テントを買う予定がないと、購入というか設置する予定がないということでした。このテント、確かに個室、休憩室とか授乳室とか別な部屋であったほうが良いと思いますが、そこも準備をしているので大丈夫ということでしたけれども、まず、そこがいっぱいになってしまった場合に、例えば日常と違う避難所生活の中で、ストレスとかパニックから大勢の人がいる中でお子さんが例えば騒いでしまった場合、休憩室もそういった個室もそこもいっぱいであるといったときに、クールダウンをするためにも、ここはやはり必要になってくるのではないかと思います。そういったことも考えた上での必要ないというご返答だったのかどうか伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 本市の指定避難所につきましては53カ所ほどあるわけなんです。その大半が体育館ということで指定をさせていただいております。そういった中で体育館の中にはいわゆる物置的なものであるとか、個室が幾つかあります。そういったものを当面は利用したいというふうに考えておりますが、今ご質問があったように本当に多くの避難の方が集まってくる、また子どもさんたちがなかなか長時間になると泣いてしまったりとか、いろいろなケースがあるかと思っております。正直言います、避難に当たりましてはケース・バイ・ケースで臨機応変に対応すべきというふうに考えております。

例えば学校に付随する体育館を避難所にした場合であっても、例えば教室を一部開放するとか、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、現在の段階では、個室はある程度確保することも可能かと思っておりますので、当面テント等の購入については、考えは持っていないというのが現状

でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 行く行くまた検討いただければと思いますので、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、(4)番、防災意識の普及啓発のための避難所運営ゲームのHUGに関して普及が必要だと思っておりますが、やはりHUGを体験すると避難所対応のシミュレーションができて、運営の困難さやスピーディーに判断をするという難しさがわかります。

先日、県の防災リーダー研修会におきまして手伝いで参加をさせていただきましたが、残念ながら参加された方は男性だけでした。HUGを行うときに男性と女性混合で行うことによりまして、男性と女性の意見が結構ぶつかるんですね。そのぶつかり合いながらも話し合って運営をするという、その避難所の困難さ、難しさがわかると思います。

こういったHUGを体験するという事は今後必要になってくるかなと思うんですが、自主防災組織などで普及を図るといった場合に、ぜひ女性の方の参加も強く呼びかけていただけるように要望をしたいのですが、ここはやはり自主防災組織内でのお話になるので、ここでちょっと難しいのかなと思っておりますが、働きかけというのはいかがでしょうか、伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） HUGということで、今回質問をいただいて改めて読み方を振り返って見たんですが、避難所運営ゲームの略だということで、それと抱きしめ合うということで、みんなでカバーし合うというような意味合いが込められているようなことが書いてございました。

確かに一度私も経験してみたんですが、非常に難しいです。いろいろなケースで避難される方が来るというようなものを瞬時に判断をして、それをグループ内で意思統一をしながら配置していくということで、非常に勉強になったというふうに思っております。

今後、自主防災組織の中で女性の方ももちろん参加していただいていると思いますので、ぜひその自主防災組織の皆様にもHUGを活用いただけるように、今後集まり等があった際には、市のほうからも積極的に活用の呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いいたします。

また、小中学校におきましても、小中学生を対象に家族も含めて実施していくということも自助、共助を学ぶ一環になると考えますが、例えば家庭教育学級のプログラムの中に入れてきたりとか、育成会やコミュニティーなどで取り入れていくようなことも考えられると思いますが、そういったことも含めてちょっとご提案をいたしたいのですが、市の考えのほうをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 家庭教育学級であるとか、小中学校の防災のいわゆる勉強の一つとして活用するという、また育成会とかいろいろな形で活用できるかと思っておりますので、関係機関と連携をとりながら、活用についてぜひ検討していただきたいということで呼びかけをしたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、(5)番の質問に移らせていただきます。災害対応型マンホールトイレの設置ですが、先ほどご答弁の中に簡易トイレの備蓄台数とか可搬式仮設トイレがあるということで、その台数をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 簡易トイレにつきましては、各地域の避難所、いわゆる小学校の防災倉庫等がありますが、そういったところ、また役所の各本庁、支所、それと公民館、それぞれ設置をしております、公民館には置いていないんですが、それ以外のもので、全体で138基準備しているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 138基というのは、簡易トイレの備蓄台数でよろしいですか。

あともう一つ可搬式仮設トイレの台数がおわかりになりましたらお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 可搬式の仮設トイレにつきましては、例えば避難所の状況に応じて別途準備をするということで、現時点では準備はしておりません。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解をいたしました。

先日、実施しました防災訓練で想定したような大規模災害、震度6強の地震が起きたということで設定した場合でマンホールトイレということで再質問したいのですが、トイレというのはとても大事なものでして、東日本大震災の際は避難してから3時間、発生から3時間後にトイレに行きたくなったという声もありました。トイレが運ばれてくるのを待つよりも避難場所ですぐに設置でき

たほうがベストではないかと思えます。

先ほどありました簡易トイレの備蓄台数は138基あるということですが、避難所のトイレの初動対応の流れといたしましては、最初に携帯トイレ、先ほどの簡易トイレの設置をした後に活用して、その後にマンホールトイレを迅速に設置をして、その後に先ほど言った可搬式仮設トイレを調達するということが、やはりトイレを設置する中においてはスムーズな流れになると思えます。

これは国交省のマンホールトイレ整備運用のためのガイドラインに載っていた手順になるんですけども、こういった国のほうでもマンホールトイレを下水管につなげて直接、やはり用を足せるということで国のほうでも補助する制度がありますが、こういった補助や何かも使いながら、小さな避難所というよりも利用者が多そうな大きな避難所にまずは1カ所、2カ所設置するということも考えられないかどうかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 現在、市で指定している避難所53カ所のうち、屋内、屋外それぞれトイレがないところというのは実は1カ所でございます。基本的には大半の避難施設にはトイレがあるということでございます。

ただ先ほど議員おっしゃられたように、震度6強ということで非常に大きな震災が発生した場合にマンホールトイレというのは確かに有効な設備であろうと思えます。1つ大きな点としては、そういう大きな地震が来たときに、果たして下水道が機能しているかどうかというのもやはり考えなければならぬ。そういったのも一つの視点になるかと思えます。

質問の中にありました一つのモデルとして、国等の制度を活用しながら、どこか設置してみても

ということでございますが、なかなかマンホールが本当に避難所の使いやすい場所にあるところが果たしてどこにあるのか、ちょっと調べておりませんので、この時点で、じゃモデル的にどこかやってみようという答えにはちょっとならないというのが現実でございますが、今後そういったものが活用できるかどうかについては、検討の一つとして記憶の中にはとどめておきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 現在調べていないので記憶の中にとどめていただけるそうなので、ぜひ記憶にとどめていただいて、調べていただければと思います。

こういった熊本地震の中でもこのマンホールトイレがとても活用されたそうです。というのは、これは段差がないトイレになっていますので、障害を持っている方も車椅子の方もとても利用勝手がいいものとなっております、確かに下水の問題もございます。これはプールの水を使ったりとか、雨水をためておくような貯水槽をつけて、そこから流すというような方法もございますので、いろいろなやり方があると思えますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

また、きのうお話のありました新野球場の建築中ということで、そこは避難所に当たるということでしたが、こういったところでも避難所として使うのであれば、これから建築するようであるのであれば、やはり検討していただければ思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伴内照和） 昨日の質問の中でありました野球場の防災関係の施設については、災害用の井戸の設置ということで整備を進めているもの

でございます、災害用のマンホールトイレということになりますと、改めていわゆる污水管のマンホールで、本当にトイレとして機能するかどうか、その辺を検討しなければならないということもありますし、改めて今後整備をするということに当たっては、ちょっと難しいかなというふうには思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。

ぜひ市内の状況を見ながら、今後検討の一つとして考えていただければと思います。

以上でこちらの項を終了させていただいて、次に3番、地域の見守りについてに移ります。

3番、地域の見守りについて。

地域の見守り活動を推進していく中、地域と市の連携、特に情報共有をどのように図っていくのか、また避難行動要支援者の把握を含めて地域の見守りを推進するために、以下についてお伺いいたします。

(1)地域の見守りにつなげるための施策についてお伺いします。

(2)避難行動要支援者をどのように把握をしているかお伺いします。

(3)事業所との見守り連携協定締結の考えについてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 公明クラブ、星宏子議員の地域の見守りについてのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、(1)の地域の見守りにつなげるための施策についてお答えをいたします。

本市では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで何らかの手助けを必要としている方が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよ

う、住民による見守り及び生活支援等の支援体制を構築する地域住民助け合い事業を実施しているところであり、内容といたしましては、市内の公立公民館地区に事業のサポート役であります地域支え合い推進員を配置し、自治会ごとに地域住民による見守り活動組織を設立するものでありまして、現在10カ所の公民館地区に地域支え合い推進員を配置し、43カ所の自治会において見守り活動等を行っている状況でございます。

次に、(2)の避難行動要支援者をどのように把握しているのかについてお答えをいたします。

避難行動要支援者の要件を満たす対象者につきましては、高齢者台帳、要介護認定台帳、障害者手帳関係台帳、住民基本台帳など各部署が保有しております情報を集約し把握をしているところであります。また難病患者等、市が所管をしていない情報につきましても、関係機関に対し情報提供を求め把握をしているところであります。

最後に、(3)の民間施設との見守り連携協定締結の考えについてお答えをいたします。

民間施設との見守り連携協定につきましては、平成29年9月1日、4日ほど前でございますが、郵便局と包括連携に関する協定を締結したところであります。高齢者、障害者及び子ども等について見守りの連携を開始しているところであります。また、他の民間施設との連携については、先進自治体を参考に、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 続けて質問させていただきます。

実際に今実施をしている見守り活動をされている方たちから意見や感想などがあつたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 実際に見守り活動をしている方からの感想や意見ということなんですけれども、いろいろやはり見守り活動を続けていきますと、実際安否の確認だけではなくて、こういった手助けもしたほうがいいんじゃないかなとかということが出ている自治会があって、実際に活動に及んでいるところ、始まっているところもあると聞いております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） やはり動き出すといろいろな、さまざまなご意見が出るかと思えます。気づきの点もたくさんあると思えます。

設立されていない自治会に関しては、まだできていない理由とか、アドバイスをしたりとか、地域の現状の声を聞いているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 地域住民助け合い事業と銘打って27年度から5年間を通じて15の公民館にそれをサポートする臨時職員を置いて、地域づくりをしていこうという事業なんですけれども、社会福祉協議会のほうに委託をして事業のほうを進めておりまして、事業を進めるに当たっては社協の職員が中心になっておりますが、もちろん地域包括支援センターの職員であったりとか、民生委員さんなんかも地域によってはかかわっていただいているところでございます。

一応5年間で進めていくというところでありまして、まず実際、今年度までは10カ所の公民館にサポートの職員を置くという形で事業展開しているところなんです、今年度に東那須野公民館がサポートの職員を置くというところの対象地域に

なっているんですけれども、ここら辺なんかは自主的に社協の職員とか地域に出向いてお話をする前に、その方々が見守りの組織を立ち上げて活動が始まっているところでございまして、そんなことも含めて、社協の職員もいろいろな手法で自治会長さんのほうを訪れたりとかしながら事業の理解を求めていると聞いております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。こちらのほうも着々と進んでいるということで、わかりました。

続きまして、(2)番のほうの質問に移らせていただきます。

避難行動の把握ということで、要支援者の避難行動支援者援護マニュアルがございますので、こういったことで、7ページに同意確認ということがありますが、同意数などが把握できていましたら、数のほうをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 一応昨日現在というところなんですけれども、同意の回答を得ている件数でございますが、3,804名の方から同意を得てございます。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 3,804名の方の同意ということで、やはり同意しない方と返信がない方もいらっしゃるかと思えますが、そういった同意しない方々に対しての今後のアプローチはどのようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） まず、この事業の

対象者、避難行動要支援者の方々、まず一番多いのが高齢者の方というところがございます。高齢者の方で、うちの実家なんかを見ますと、通知が届いて、役所からだから大切なものなんだろうなと思っても、なかなか封を切ることをためらっちゃう。それからいざ封を切ると文字が書いてあるので、読むのにもう嫌になっちゃうというところで、私と娘のところに来たり、同居の兄とかがいますと読んでちょうだいということになっていくところですが、ほかの職員に聞いても、そんなところの実態が見受けられますので、そんなところを考えますと、まず回答がない方につきましては、果たして読んでいるのかというところもでございますので、1回目に出した通知とちょっと違った形で工夫を凝らして、再度通知のほうを差し上げたいなというところと、それから最初のときにもご協力を求めたところなんですけど、再度民生委員さんとか地域包括支援センターの方であったり、あと在宅の高齢者の方などでケアマネさんがついていたりもしますので、そういう関係者の方にもまたご協力を求めながら、回答がまだない方について何らかの形の返答をもらうようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひそういったフォローアップのほうをよろしく願いいたします。確かに役場からの手紙、何が書いてあるのか難しくてわからないわということは、私も相談を受けたことがありましたので、よろしく願いいたします。

このマニュアルにおきまして、11番のほうのフロー図なんですけど、現在の進捗状況を伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 進捗状況というこ

とでございますが、まず同意をもらうというところで、次は実際に名簿を作成して個別の計画をつくっていくというところでございますが、今現在は名簿の同意をいただいている最中でございますので、名簿の作成を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。

災害時、やはり大規模災害が起きたときに援護の必要な人たちというのは、避難をするにもとても時間がかかると思います。そこで伺いをしたいのですが、きのうも会派代表のほうで質問がありましたが、タイムラインを作成して、早目早目の対応を考えられないかどうか伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） タイムラインをつくってはどうかというご提案なんですけれども、一応マニュアルのほうでは、そこら辺までまだ触れてございませんので、今後の検討ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひよろしく願いします。

その検討の中で、AEDの中でも提案しましたが、マップ作成ということでは福祉避難所の場所のほうもマップのほうでホームページで紹介をしていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

現在、高齢化が大変進んでおりまして、要支援者がふえる一方、自治会の加入率というのが下がっております。また近所づきあいも徐々に遠のいていってしまっている方もいると思いますが、名

簿登録の対象になる方は、今後ふえることはあっても減ることはありません。一人一人を把握し、個別計画を立てていくことは、とても根気の要る作業となってまいります。市と自治会、自主防災、民生委員等、関係する方は連携を密にしていく必要があると思います。

大規模災害発生時、この名簿がしっかりとシステムが起動するよう対策と配慮を希望しお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で8番、星宏子議員の市政一般質問は終了いたしました。



◎散会の宣告

○議長（君島一郎議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時04分